

令和5年第1回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）目次

◎ 第1日（3月24日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	3
開会	4
開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
施政方針	4
議案第1号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 1
表決	1 1
議案第2号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 1
表決	1 2
議案第3号，議案第4号，議案第5号，議案第6号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 2
表決	1 3
議案第7号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	1 4
質疑	1 5
佐藤弘樹君	1 5
（答弁）佐藤施設整備課長	1 5
佐藤弘樹君	1 5
（答弁）佐藤施設整備課長	1 6
佐藤弘樹君	1 6
（答弁）佐藤施設整備課長	1 7
佐藤弘樹君	1 7
表決	1 7

議案第 8 号

提案理由の説明（伊藤管理者）	1 8
質疑	2 1
鎌内つぎ子君	2 1
（答弁）板垣消防本部総務課長	2 1
鎌内つぎ子君	2 1
（答弁）板垣消防本部総務課長	2 1
鎌内つぎ子君	2 1
（答弁）板垣消防本部総務課長	2 1
鎌内つぎ子君	2 1
（答弁）板垣消防本部総務課長	2 1
鎌内つぎ子君	2 2
（答弁）板垣消防本部総務課長	2 2
鎌内つぎ子君	2 2
（答弁）板垣消防本部総務課長	2 2
鎌内つぎ子君	2 2
（答弁）板垣消防本部総務課長	2 2
鎌内つぎ子君	2 3
（答弁）日向消防本部警防課長	2 3
鎌内つぎ子君	2 3
（答弁）日向消防本部警防課長	2 3
鎌内つぎ子君	2 3
表決	2 4

議案第 9 号

提案理由の説明（伊藤管理者）	2 4
補足説明（金森副管理者）	2 5
質疑	2 8
鎌内つぎ子君	2 8
（答弁）坂本施設管理課長	2 9
鎌内つぎ子君	2 9
（答弁）坂本施設管理課長	2 9
鎌内つぎ子君	2 9
（答弁）坂本施設管理課長	2 9
鎌内つぎ子君	3 0
（答弁）坂本施設管理課長	3 0

鎌内つぎ子君	3 0
(答弁) 坂本施設管理課長	3 0
鎌内つぎ子君	3 1
(答弁) 坂本施設管理課長	3 1
鎌内つぎ子君	3 1
(答弁) 板垣消防本部総務課長	3 1
鎌内つぎ子君	3 1
(答弁) 板垣消防本部総務課長	3 1
鎌内つぎ子君	3 2
(答弁) 板垣消防本部総務課長	3 2
鎌内つぎ子君	3 2
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 2
鎌内つぎ子君	3 2
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 2
鎌内つぎ子君	3 3
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 3
鎌内つぎ子君	3 3
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 3
鎌内つぎ子君	3 3
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 4
鎌内つぎ子君	3 4
横山悦子君	3 4
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 5
横山悦子君	3 5
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 5
横山悦子君	3 5
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 5
横山悦子君	3 6
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 6
横山悦子君	3 6
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 6
(答弁) 板垣消防本部総務課長	3 6
横山悦子君	3 7
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 7
横山悦子君	3 7

休憩・再開	3 7
横山悦子君	3 7
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 7
横山悦子君	3 7
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	3 8
横山悦子君	3 8
(答弁) 板垣消防本部総務課長	3 8
横山悦子君	3 8
(答弁) 板垣消防本部総務課長	3 8
横山悦子君	3 9
(答弁) 板垣消防本部総務課長	3 9
横山悦子君	3 9
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 9
横山悦子君	3 9
(答弁) 日向消防本部警防課長	3 9
横山悦子君	3 9
(答弁) 遊佐教育次長兼総務課長	4 0
横山悦子君	4 0
佐藤弘樹君	4 0
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	4 0
佐藤弘樹君	4 0
(答弁) 遊佐教育次長兼総務課長	4 1
佐藤弘樹君	4 1
(答弁) 遊佐教育次長兼総務課長	4 1
佐藤弘樹君	4 1
(答弁) 遊佐教育次長兼総務課長	4 2
佐藤弘樹君	4 2
(答弁) 坂本施設管理課長	4 3
佐藤弘樹君	4 3
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	4 3
佐藤弘樹君	4 3
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	4 4
佐藤弘樹君	4 4
(答弁) 板垣消防本部総務課長	4 4
佐藤弘樹君	4 4

(答弁) 日向消防本部警防課長	4 5
佐藤弘樹君	4 5
(答弁) 日向消防本部警防課長	4 6
佐藤弘樹君	4 6
(答弁) 日向消防本部警防課長	4 6
佐藤弘樹君	4 6
(答弁) 日向消防本部警防課長	4 6
佐藤弘樹君	4 7
(答弁) 日向消防本部警防課長	4 7
佐藤弘樹君	4 7
(答弁) 日向消防本部警防課長	4 7
佐藤弘樹君	4 7
氏家善男君	4 8
(答弁) 佐藤施設整備課長	4 8
氏家善男君	4 8
(答弁) 佐藤施設整備課長	4 8
氏家善男君	4 9
(答弁) 佐藤施設整備課長	4 9
氏家善男君	4 9
(答弁) 佐藤施設整備課長	4 9
氏家善男君	5 0
(答弁) 坂本施設管理課長	5 0
氏家善男君	5 0
(答弁) 佐藤施設整備課長	5 0
氏家善男君	5 0
(答弁) 坂本施設管理課長	5 1
氏家善男君	5 1
(答弁) 坂本施設管理課長	5 1
氏家善男君	5 1
(答弁) 日向消防本部警防課長	5 1
氏家善男君	5 1
(答弁) 日向消防本部警防課長	5 2
氏家善男君	5 2
(答弁) 遊佐教育次長兼総務課長	5 2
氏家善男君	5 2

討論	5 3
鎌内つぎ子君	5 3
氏家善男君	5 3
表決	5 4
議案第 1 0 号, 議案第 1 1 号, 議案第 1 2 号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	5 4
表決	5 5
議案第 1 3 号	
提案理由の説明 (佐藤議会運営委員長)	5 6
質疑	5 6
鎌内つぎ子君	5 6
(答弁) 佐藤議会運営委員長	5 6
鎌内つぎ子君	5 7
(答弁) 佐藤議会運営委員長	5 7
鎌内つぎ子君	5 7
(答弁) 佐藤議会運営委員長	5 7
鎌内つぎ子君	5 7
(答弁) 佐藤議会運営委員長	5 8
鎌内つぎ子君	5 8
表決	5 8
一般質問	
鎌内つぎ子君	5 9
(答弁) 伊藤管理者	5 9
鎌内つぎ子君	6 0
(答弁) 佐藤施設整備課長	6 0
鎌内つぎ子君	6 1
(答弁) 佐藤施設整備課長	6 1
鎌内つぎ子君	6 1
(答弁) 佐藤施設整備課長	6 2
鎌内つぎ子君	6 2
(答弁) 佐藤施設整備課長	6 2
鎌内つぎ子君	6 2
(答弁) 佐藤施設整備課長	6 2
鎌内つぎ子君	6 3
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	6 3

鎌内つぎ子君	6 3
(答弁) 佐藤施設整備課長	6 3
鎌内つぎ子君	6 3
(答弁) 佐藤施設整備課長	6 3
鎌内つぎ子君	6 4
(答弁) 佐藤施設整備課長	6 4
鎌内つぎ子君	6 4
(答弁) 佐藤施設整備課長	6 4
鎌内つぎ子君	6 4
(答弁) 金森副管理者	6 4
鎌内つぎ子君	6 5
横山悦子君	6 5
(答弁) 伊藤管理者	6 6
横山悦子君	6 7
(答弁) 日向消防本部警防課長	6 7
横山悦子君	6 8
(答弁) 日向消防本部警防課長	6 8
横山悦子君	6 8
(答弁) 日向消防本部警防課長	6 8
横山悦子君	6 9
(答弁) 日向消防本部警防課長	6 9
横山悦子君	6 9
(答弁) 日向消防本部警防課長	6 9
横山悦子君	6 9
(答弁) 日向消防本部警防課長	7 0
横山悦子君	7 0
(答弁) 日向消防本部警防課長	7 0
横山悦子君	7 0
(答弁) 日向消防本部警防課長	7 0
横山悦子君	7 1
(答弁) 日向消防本部警防課長	7 1
横山悦子君	7 1
休憩・再開	7 1
(答弁) 日向消防本部警防課長	7 1
久 勉君	7 2

(答弁) 伊藤管理者	7 2
久 勉君	7 3
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	7 3
久 勉君	7 3
佐藤弘樹君	7 3
(答弁) 伊藤管理者	7 5
(答弁) 熊野教育長	7 9
(答弁) 佐々木監査委員	8 0
佐藤弘樹君	8 1
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	8 1
(答弁) 板垣消防本部総務課長	8 1
佐藤弘樹君	8 2
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	8 2
佐藤弘樹君	8 2
(答弁) 櫻井消防本部消防長	8 3
佐藤弘樹君	8 4
(答弁) 浅沼参事兼古川消防署長	8 5
佐藤弘樹君	8 6
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	8 6
佐藤弘樹君	8 6
(答弁) 安倍監査委員事務局長	8 7
閉会	8 7

令和5年第1回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和5年3月24日（金）

午前10時00分開会～午後4時18分閉会

2 議事日程

- | | | |
|-----|------------|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 施政方針 | |
| 第4 | 議案第1号 | 教育委員会委員の任命について |
| 第5 | 議案第2号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 第6 | 議案第3号 | 大崎地域広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例 |
| | 議案第4号 | 大崎地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例 |
| | 議案第5号 | 大崎地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第6号 | 大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第7 | 議案第7号 | 工事請負契約の締結について |
| 第8 | 議案第8号 | 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号） |
| 第9 | 議案第9号 | 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算 |
| 第10 | 議案第10号 | 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組規約の変更について |
| | 議案第11号 | 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について |
| | 議案第12号 | 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について |
| 第11 | 議案第13号 | 大崎地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例 |
| 第12 | 一般質問 | |

3 本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|------------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 施政方針 | |
| 日程第4 | 議案第1号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第6 | 議案第3号 | 大崎地域広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例 |
| | 議案第4号 | 大崎地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例 |
| | 議案第5号 | 大崎地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例 |

	└	議案第6号	大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第7		議案第7号	工事請負契約の締結について
日程第8		議案第8号	令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第5号)
日程第9		議案第9号	令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算
日程第10	┌	議案第10号	宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について
		議案第11号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
		議案第12号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
日程第11		議案第13号	大崎地域広域行政事務組合議会の個人情報保護に関する条例
日程第12		一般質問	

4 出席議員 (15名)

1番	関 武 徳 君	2番	佐 藤 弘 樹 君
3番	鎌 内 つぎ子 君	4番	横 山 悦 子 君
5番	氏 家 善 男 君	6番	中 山 哲 君
7番	福 田 弘 君	8番	早 坂 忠 幸 君
9番	三 浦 英 典 君	10番	米 木 正 二 君
11番	後 藤 洋 一 君	12番	久 勉 君
13番	鈴 木 宏 通 君	14番	平 吹 俊 雄 君
15番	吉 田 二 郎 君		

5 欠席議員 (なし)

6 説明員

管 理 者	伊 藤 康 志 君	副 管 理 者	猪 股 洋 文 君
副 管 理 者	早 坂 利 悦 君	副 管 理 者	遠 藤 积 雄 君
副 管 理 者	相 澤 清 一 君	副 管 理 者	金 森 正 彦 君
会 計 管 理 者	齋 藤 満 君	会 計 課 長	川 鍋 正 敏 君
事 務 局 長 兼 長	藤 島 善 光 君	ほなみ園長	坂 井 浩 君
総 務 課 兼 長	柴 岡 雄 司 君	施 設 管 理 課 長	坂 本 徹 君
参 事 兼 長		消 防 本 部 長	櫻 井 俊 文 君
施 設 整 備 課 長	佐 藤 忠 房 君	消 防 本 部 長	板 垣 英 明 君
消 防 本 部 長	大 石 誠 君	消 防 本 部 長	日 向 裕 昭 君
消 防 次 長		消 防 本 部 長	
消 防 本 部 長	伊 藤 一 彦 君	消 防 本 部 長	
予 防 課 長		警 防 本 部 長	

消防本部長 渡辺 毅 君
 防災課長
 鳴子消防署長 高橋 茂樹 君
 遠田消防署長 中楯 正宏 君
 教育長 熊野 充利 君

参事兼 浅沼 卓也 君
 古川消防署長
 加美消防署長 高橋 勇幸 君
 監査委員 佐々木 富夫 君
 教育次長兼 遊 佐 徹 君
 総務課長

7 議会事務局出席職員

事務局長 安倍 潔 君
 兼監査委員事務長

次長 高橋 正樹 君
 兼議事係長

主 事 小口 優 君

総務課 水上 吉治 君
 課長補佐
 兼総務企画係長

会 議 の 経 過

開 会

午前10時00分

○議長（関 武徳君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和5年第1回大崎地域広域行政事務組合議会定例会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（関 武徳君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（関 武徳君） 日程第1、本日の会議録署名議員を指名いたします。5番氏家善男議員、11番後藤洋一議員のお二人をお願いいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第2 会期の決定」

○議長（関 武徳君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第3 施政方針」

○議長（関 武徳君） 日程第3 施政方針。

本件に関し、管理者の報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 本日、ここに令和5年第1回大崎地域広域行政事務組合議会定例会が開催されるに当たり、広域行政に関する所信の一端と施策の大綱を申し述べ、議員皆様並びに圏域住民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本年3月11日で、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から12年を迎えました。暦の上では一回りしたわけでございます。改めて、犠牲となられた多くの方々の御冥福をお祈りし、

現在も復興に向けて努力を続けている被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和2年に国内で最初の新型コロナウイルス感染者が報告されて以来、感染者数の増加と減少を繰り返し、既に3年が経過しました。宮城県では昨年11月頃から感染者数がさらに増加し、第8波へ突入したと見られたことから、11月30日に宮城県独自のみやぎ医療ひっ迫宣言を出しました。感染の拡大に伴う医療現場の負担を軽減するため、県民や事業者に感染拡大防止への協力を求めるものでありましたが、感染者数、病床使用率が減少したことから、2月13日にみやぎ医療ひっ迫宣言を終了いたしました。

政府は、1月20日に新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5月8日から原則、季節性インフルエンザと同等の5類に緩和する方針を固めました。救急業務を担う本組合消防本部においては、今後も感染対策を徹底しながら、傷病者を安全に医療機関に搬送できるよう、引き続き気を引締めて救急業務に当たっていく所存であります。

本組合では、令和5年度で、西地区熱回収施設の関連工事の最終年度となっていることや、東部クリーンセンターの長寿命化整備事業などもあり、令和5年度当初予算案総額は111億3,269万4,000円で、前年予算対比で26.7%、23億4,640万6,000円の増額となっております。

今後、新斎場整備事業や新最終処分場整備事業など、取り組むべき課題が山積している状況ではありますが、いずれの事業におきましても構成市町と一体となり、圏域住民皆様の御理解をいただきながら、施設の合理的な管理運営を図るなど、さらなる効率的かつ効果的な行財政運営に積極的に取り組んでまいります。

以下、概要について申し上げます。

大崎広域市町村圏計画について申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う地域経済への影響もあり、構成市町が厳しい財政状況下ではありますが、圏域住民の皆様の生活の基盤となる衛生関連事業として、本年10月には、西地区熱回収施設整備事業の竣工や、令和5年度での新斎場整備事業の工事着手を目指してまいります。

また、新最終処分場の整備事業については、本年5月末までに構成市町から候補地を推薦していただくことになっており、その後、適地選定を行ってまいります。

これらの大規模事業を計画的に推進しながら、大崎広域市町村圏計画に基づく施策を着実に遂行してまいります。

大崎広域ほなみ園事業について申し上げます。

児童発達支援事業については、令和5年4月当初の園児数は、9名の新入園児と19名の在籍園児と合わせて28名でのスタートを予定しております。そのうち、医療的ケア児は6名の予定となっております。

また、これまでの卒園児は、卒園式から就学までの間、家庭療育となっていた現状を踏まえ、令和4年度から、卒園児も学期終了日まで登園日数の延長に取り組んでおり、園児の療育活動

や保護者の負担軽減に努めているところであります。

リハビリテーション事業につきましては、本園においても、訪問によるリハビリテーションを利用する園児が在籍していることを踏まえ、これまでリハビリテーション療育プログラム導入事業を進めてまいりました。令和5年度は、児童発達支援計画を基に、リハビリテーションを取り入れた療育活動を進めてまいります。

給食提供につきましては、園児の食育の重要性から保護者の協力を得て実施した食事調査を基に、家庭における食事支援や園内のそしゃく力の弱い園児を対象に、口腔機能訓練の取組を継続しております。

園の施設管理については、昨今、強盗や不審者侵入といった事件も多く聞かれている中で、障害を抱えた園児を受け入れているほなみ園では、防犯対策の一環として、頂いた寄附金を活用して、重大事件の発生をボタン一つで警察に伝える110番非常通報装置を設置し、令和5年3月1日から運用を開始しております。

新型コロナウイルス感染症対策については、日々の園舎及び通園バスにおける抗菌コート及び消毒作業、保護者への感染防止対策の周知並びに園児及び職員の健康チェックの徹底を継続して取り組んでおります。

引き続き、利用者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、関係機関と連携して、よりよい支援のサービス提供に努めてまいります。

環境衛生について申し上げます。

農林業系汚染廃棄物については、1市2町の放射能濃度が1キログラム当たり400ベクレルを超え8,000ベクレル以下の焼却処理対象物3,590トン、令和2年7月から焼却処理を開始しました。

旧西部玉造クリーンセンターについては、令和4年6月30日をもって廃止としたことから、現在は2か所の焼却施設において焼却処理を実施しております。令和5年2月末現在までの市町ごとの全体の処理実績については、大崎市が1,217.09トン、涌谷町が142.76トン、美里町が91.64トンの合計1,451.49トンの焼却処理が終わり、おおむね計画どおり進捗しております。

焼却処理に当たり、空間線量及び各種放射性セシウム濃度の監視体制については、国のガイドラインよりも厳しい自主基準を設けて実施しており、焼却処理を開始してから令和5年2月までの測定結果は、空間線量、排ガス、焼却灰、放流水など全て基準値内の結果となっております。

今後も、万全の監視体制と安全対策を講じ、農林業系汚染廃棄物の焼却処理を実施してまいります。

一般廃棄物処理については、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことから、本組合でもプラスチック製品の資源化を進めてまいります。

令和5年度には、構成市町と連携し、製品プラスチック全地区回収に向け、モデル地区を設

け、分別、回収、選別、梱包などの課題を確認するとともに、数量把握のため2か月間、日本容器包装リサイクル協会の定める品質調査を計画しております。

また、蛍光灯等の水銀使用製品資源化と併せ、周知広報活動を行い、令和6年度からの回収開始を目標に進めてまいります。

さらに、環境省の補助事業である食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業を活用した組合独自の事業を令和5年2月より開始いたしました。事業名は、資源出ストポイントと名づけて、リサイクルセンター管理棟に資源物を持ち込んだ方へ独自ポイントを付与し、一定のポイントをためた方へ還元することで、資源循環に対する啓発とリサイクル率の向上を目指して取り組んでまいります。

また、不用になった家具などを持ち込んだ住民の方の了承を得た上で、無償提供する事業、「大崎広域再生工房」については、令和4年度に7月、11月、2月の計3回開催いたしました。住民の皆様から大変好評をいただき、抽せんでの引渡しを行っている事業であることから、令和5年度においても、資源の有効利用やごみの減量化推進を図るため、引き続き取り組んでまいります。

ごみ処理施設運営について申し上げます。

中央クリーンセンターについては、供用開始から現在まで安定した稼働を続けています。電力の価格高騰が続く中、発電設備を有する新施設は、発電した電力を自施設で消費するだけでなく、隣接するリサイクルセンターと桜ノ目衛生センターにも電力の供給を行い、さらに余剰電力については売電を行っています。令和4年度の売電見込額1億3,000万円に対しましては、12月分までで約1億3,200万円の売電収入となっており、今後も構成市町の財政負担の軽減につなげてまいります。

なお、埋立処理施設の大日向クリーンパークにおいては、浸出水の水処理も安定しており、引き続き適正な維持管理を行い、周辺環境の保全に努めてまいります。

西地区熱回収施設等整備事業について申し上げます。

本年、5か年工事の最終年に当たり、旧中央クリーンセンター解体後の跡地を利用し、洗車場、第2計量棟、駐車場、搬入出路等の外構工事を行うなど、本年10月の事業竣工を目指し進めてまいります。

また、桜ノ目地区との大崎広域西地区熱回収施設整備等周辺環境整備推進協議会を定期的に開催するなど、周辺地域との共存を目指した施設となるよう、桜ノ目地域の皆様から御意見を頂戴しながら、圏域住民から信頼される施設となるよう努めてまいります。

東部クリーンセンター長寿命化整備事業について申し上げます。

平成3年3月に竣工し、30年以上経過した東部クリーンセンターは、基幹的設備を中心に経年劣化が著しいため、燃焼設備や受変電設備などを交換し、約15年の長寿命化を図ってまいります。事業手法については、従来の循環型社会形成推進交付金より補助率の高い二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用することにより、財政負担の抑制に努めてまいります。

また、工事期間については、令和5年度から令和8年度までの4か年を予定し、ごみの焼却処理を継続しながら実施し、令和9年2月の完了を目指し、事業を進めてまいります。

新最終処分場整備事業について申し上げます。

組合施設の焼却灰を埋立てている大日向クリーンパークは、令和12年4月をもって満床となる予定であります。新たな最終処分場の候補地については、組合で作成した立地回避区域を参考としていただき、令和5年5月までに構成市町からそれぞれ1か所以上推薦していただくよう依頼しているところであります。

また、推薦いただいた候補地については、客観的視点を重視するため、コンサルタント会社により総合的な適地選定を行い、令和6年3月に最終候補地を決定してまいります。最終候補地決定後は、用地取得や基本計画の策定などの取組を行い、令和12年度の新たな最終処分場の供用開始に向け、事業に着手してまいります。

し尿処理施設運営について申し上げます。

現在稼働している施設は、予防保全に重点を置いた計画的な保守整備を行い、し尿の性状の変化にも適切に対応しながら、安定した水質で河川への放流を行っております。

また、し尿処理施設の中には老朽化している施設もありますことから、定期点検及び修繕を的確に実施し、今後も環境衛生の向上に努めてまいります。

新斎場整備事業について申し上げます。

老朽化が著しい古川斎場と松山斎場を統合する大崎広域新斎場整備事業は、DBO方式による設計・建設・運営の一括事業のため、事業者選定委員会において総合評価を実施し、令和4年12月18日に優秀提案者が選定され、その結果を踏まえ落札者を決定いたしました。

また、事業期間は、設計、建設工事が令和5年度から令和7年度まで3か年を予定し、令和5年度は造成設計や道路の土木工事、建物の設計を実施してまいります。運営については、整備事業が完了し、供用開始する令和8年4月より、20年間の委託にて運営してまいります。

斎場管理運営について申し上げます。

斎場の統廃合に伴い、涌谷斎場の利用件数の増加が見込まれることから、令和4年7月から控室増築工事に着手し、令和5年1月に完了いたしました。また、既設女子トイレの洋式化も併せて行い、斎場利用者の利便性向上を図ってまいりました。祭壇などの設備備品も整え、令和5年4月1日より新しい控室の供用を開始いたします。

今後も、圏域住民の皆様が利用しやすい斎場となるよう、定期的な点検、修繕を行いながら、安定した施設運営に努めてまいります。

消防行政について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策については、消防本部業務継続計画及び感染症対策基本方針に基づく組織的な感染症対策に取り組みながらも、第7波及び第8波の感染拡大期においても、複数の職員が同居家族などから感染する状況にありました。幸いにも、職場に持ち込まない、持ち込ませないを徹底したことにより、消防力を低下させることなく、継続した行

政サービスの提供につなげております。

また、アフターコロナを見据えて、消防訓練や応急手当講習会など、住民のニーズが高い業務の制限解除や再開を念頭に、より充実した行政サービスを提供し、圏域の安全・安心の確保につながる消防業務を推進してまいります。

令和4年中の大崎圏域における災害発生状況について申し上げます。

火災件数は58件で、過去最少を記録した令和3年から9件の増加となりました。主な増加要因といたしましては、春先の焼却行為によるものや、7月の局地的な落雷により3件連続で火災が発生したものなどが挙げられます。

火災による死者は5名で、前年より2名多くなりましたが、負傷者は8名と、前年よりも9名減少しております。

今後も、関係機関と連携し、火災発生の抑止と死傷者の根絶に努めてまいります。

次に、救急出動件数は9,921件と過去最多で、前年と比較して793件の増加となりました。主な増加要因といたしましては、急病が761件増加しております。新型コロナウイルス感染症の第7波及び第8波の影響と考えられるところであります。

今後も、引き続き、救急車の適正利用等を広く周知しながら、高まる救急需要に対応できるよう、救急業務体制の充実に努めてまいります。

消防車両及び救急資機材の整備について申し上げます。

消防車両の整備については、遠田消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車及び古川消防署三本木出張所に配備する高規格救急自動車を更新整備する予定であります。高規格救急自動車には、心肺停止状態の傷病者に対して使用する自動心臓マッサージ器などの高度救命処置用資機材を整備し、より一層の救命率向上に努めてまいります。

消防施設整備事業について申し上げます。

職員の感染症対策に配慮した鳴子消防署庁舎改修事業に係る実施設計業務等を適正に進めてまいります。

火災予防行政について申し上げます。

第75回全日本バレーボール高等学校選手権大会において優勝に輝いた古川学園女子バレーボール部の選手に対して、2月15日に一日消防署長を委嘱し、全国制覇の知名度を火災予防に結びつけ、ポスターを制作するなど、地域に密着した広報活動を実施したところであります。

コロナ禍での生活様式の変化により、リモートワークや外出を控えるなど、在宅時間が長くなったことで、住宅火災での逃げ遅れの発生が懸念されることから、住宅用火災警報器の普及啓発活動について、引き続き婦人防火クラブなどと連携しながら進めてまいります。

また、令和4年度導入の予防システムにより、防火対象物及び危険物施設の情報を一元管理できることで、火災予防事務が効率化され、より一層の行政サービスの向上につながるのと同時に、引き続き徹底した防火指導や火災予防対策を行い、圏域住民の安全・安心を確保する火災予防行政を推進してまいります。

消防防災について申し上げます。

昨年7月の記録的な大雨による名蓋川及び出来川の堤防決壊や、12月に発生した山形県鶴岡市での土砂災害など、頻発化する大規模な自然災害に備えて、構成市町、消防団などと緊密に連携しながら、地域防災力のさらなる向上に努めてまいります。

また、発生が懸念されている大規模地震については、関係機関と連携した各種訓練を通じて、応援及び受援活動の即応体制の充実強化を図り、有事の対応に万全を期してまいります。

消防職員の人材育成について申し上げます。

消防力の充実強化と行政サービスの向上を図るため、多岐にわたる教育研修として、消防大学校への入校や救急救命士の養成を行い、また人事交流による能力開発を目的に、総務省消防庁や自治体等の外部機関に職員を派遣するなど、引き続き積極的な人材育成に取り組んでまいります。

また、定年延長制度を見据えた多様な働き方を実践しながら、人材確保と魅力ある組織づくりに取り組んでまいります。

大崎生涯学習センター事業について申し上げます。

大崎生涯学習センターは、本年8月をもって開館25周年を迎えます。コロナ禍により、事業運営に制約がかかる中、来館者の安全・安心に努めながら、世代や地域を越えた交流と学び合いの場を提供し、大崎圏域住民の生涯学習活動を支えてまいりました。開館以来掲げております、夢づくり・人づくり・地域づくりの3つの基本方針の下に、引き続き大崎圏域の生涯学習の推進に取り組んでまいります。

プラネタリウム事業については、幅広い世代が楽しみながら学ぶことができる番組投影を行ってまいります。

また、大崎ふるさとづくり基金の果実を活用して、大崎圏域内の小学4年生がプラネタリウムを利用できるバス運行を支援するプラネタリウム学習支援事業については、学習等への利用拡大に結びついていることから、引き続き支援体制の充実にも努めてまいります。

生涯学習推進事業については、ライフステージに応じた各種生涯学習講座やワークショップなどの事業を実施してまいります。

また、「小さなこどものまち」や人形劇フェスティバルなど、圏域の未来を担う子供たちの成長につながる事業を提供してまいります。

視聴覚事業については、視聴覚教材の利用促進、文書作成ソフトや表計算ソフトなどのパソコン講座、教職員向けのプログラミング講座など、ICTリテラシー向上のための事業を推進してまいります。

以上、施策の大綱について申し上げますが、共同処理事務事業のさらなる効率性と効果的な運営に努め、圏域住民皆様が安全で安心したサービスが受けられるよう最大限努力してまいります所存でございます。

「日程第4 議案第1号 教育委員会委員の任命について」

○議長（関 武徳君） 日程第4 議案第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第1号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

当組合教育委員会委員に大森真智子氏を最適任者と認め任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第1号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

「日程第5 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」

○議長（関 武徳君） 日程第5 議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

議案書の2ページ及び条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

本議案につきましては、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳に段階的に引き上げられることを踏まえ、本組合の一般職の職員についても国家公務員と同様の措置を講ずるため、管理監督職勤務上限年齢制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入、情報提供・意思確認制度の創設など、所要の改正を行うとともに、地方公務員法及び人事院規則の一部改正に伴い、再任用制度の廃止及び管理監督職勤務上限年齢以降の減給に対応できるよう、規定を整理するなどの関係条例の改正を行うものであります。

以上、議案第2号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第6 議案第3号から議案第6号までの4か件一括」

○議長（関 武徳君） 日程第6 議案第3号から議案第6号までの4か件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第3号から議案第6号まで一括して御説明申し上げます。

議案第3号大崎地域広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の20ページをお開き願います。

令和3年5月19日に改正個人情報保護法が公布され、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3つの法律が、個人情報の保護に関する法律に一元化され、個人情報保護に関する対応が統一されることとなりました。

このことから、地方公共団体におきましても、令和5年4月1日より、本法施行による個人情報の取扱いに関わる規定が適用されることから、当組合での適切な取扱いのため、規定すべき事項について条例を定めるものであります。

続きまして、議案第4号大崎地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の策定について御説明申し上げます。

議案書の24ページをお開き願います。

これまで、組合の情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠については、現行の情報公開条例で規定しておりましたが、改正個人情報保護法の施行に伴い、関係条例の整備を行いますことから、当該審査会についても、情報公開・個人情報保護審査会条例を新たに制定し、審査会への諮問などについて、本条例に規定するものであります。

続きまして、議案第5号大崎地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の28ページ及び条例の一部改正に関する資料の22ページをお開き願います。

議案第4号で情報公開・個人情報保護審査会条例を組合で新たに制定することから、既存の情報公開条例で定めている審査会の設置根拠を新たな条例で規定するため、現行の情報公開条例を改正するものであります。

続きまして、議案第6号大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書の32ページ及び条例の一部改正に関する資料の32ページをお開き願います。

個人情報保護法が改正されたことに伴い、組合として、大崎地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例を新たに制定することから、既存の個人情報保護運営審議会に係る事務を令和5年4月1日から情報公開・個人情報保護審査会で当該審査会を行うため、本条例の別表第1に記載しております個人情報保護運営審議会委員を削除するものとなっております。

以上、議案第3号から議案第6号まで御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第3号から同第6号までの4か件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号大崎地域広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第4号大崎地域広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例、議案第5号大崎地域広域行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例、議案第6号大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第7 議案第7号 工事請負契約の締結について」

○議長（関 武徳君） 日程第7 議案第7号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第7号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の33ページ及び議案第7号関係資料の1ページをお開き願います。

本議案は、大崎広域新斎場整備・運営事業の設計・建設工事についての請負契約を締結するため、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

入札方式は、施設整備代表企業もしくは維持管理・運營業務代表企業を全体の代表企業とし、宮城県内に本社または受任機関を登録している施設整備代表企業と大崎管内に本社または受任機関を登録している地元企業及び火葬炉企業を協力企業として構成される特定建設工事共同企業体を対象とした、総合評価一般競争入札を採用しております。

入札参加については、3グループから申請があり、学識経験者を中心とした事業者選定委員会を設置し、昨年12月18日に総合評価を実施し、西松建設株式会社北日本支社グループを落札者と決定し、令和5年2月28日に契約の相手方として工事請負仮契約書を取り交わしたものであります。

本事業は、デザイン・ビルド・オペレート、いわゆるDBO方式を採用し、施設竣工後20年間の運営事業を含めたものであり、本工事請負契約が議決された場合には、基本契約と運營業務委託契約も本契約として成立するものであります。

以上、議案第7号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますよ

うお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので発言を許します。

2 番佐藤弘樹議員。

○2 番（佐藤弘樹君） 私からは、議案第 7 号工事請負契約の締結につきまして、順次質疑させていただきます。

まず、議案第 7 号関係資料でございますけれども、この入札契約の前に執行部から、いわゆる炉のメーカーというのは、全国的にはこの 3 社であると説明がありました。そうすると、グループ等々で今回入札を DBO 方式でやられる場合に、おおむね 3 つ程度になるのか、あるいは 1 つなのか、2 つなのか、もちろん見通しが分からないわけですから、そういった入札の競争の原理、あるいはそういった DBO 方式やいろんな運営環境を踏まえた上で数社のグループから入札があり、非常に公正で、なおかつ効率的な運営が考えられた入札になればよろしいかなと見ておりました。本日の議案資料で、特に 6 ページを拝見させていただきますと、3 つのグループの審査の結果が出ているところでございます。

特に、はなみずきグループの提案内容が非常に高いと思っております。この委員会で、こういった提案理由により、提案された内容の点数が高かったということが言えるのかについて、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） はなみずきグループが、総合評価の中の提案内容の点数が高かった部分についてですけれども、今回この落札したグループで点数が高かった部分は、まずは設備の配置、それから動線の設計です。それから、もう 1 つがその実施体制、この 3 つが大きく評価されたものと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2 番（佐藤弘樹君） 了解いたしました。

以前、実際の図面を拝見しました。使用するに当たりまして、利用しやすい効率的な建物を造られるという部分ですとか、その配置、あるいは動線ですとか、その辺の説明を受けましたので、そこが一番高かったというのをこの委員会の方々でお認めになったということが分かったところでございます。

さらに、この工事請負契約なのですけれども、ちょっと普通と違って特殊だと思われるところが、この議案書の中や、説明資料 1 ページに書いてございます。運営開始は令和 8 年 4 月からなのでございますが、いわゆる 20 年間という特約になっていることが特筆すべきところなのかと思っております。

ただ、20 年間という部分で担保いただけると私たち議員も、議会側としましても、ありがたい話にはなってくるわけなのです。この間ずっと継続的、永続的な運営をしていただけると

いうことは、このグループの関連企業にとっても有効だと思うのですが、我々にとってもメリットがあると。

ただし、やはり20年間というような社会情勢ですとか、いろんな変化等々ございます。やっぱりこのリスクはあると思うのです。そういったリスクを、この20年間担保されて、特約として今回この工事請負契約に20年間の運営も附帯として、今回入札に当たられ、議決されていくということなのですが、そこの20年間というリスクも相当考えた上で、この3グループが当然提案をされ、今回この内容等々に上程されているということによろしいでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 運営期間が今回20年にわたるということで、そういった運営の御心配をいただいた上での御質問だと思います。

今回、そういった運営の継続的な部分、その辺での担保につきましては、今お諮りしている契約書上で運営のメインとなります維持管理会社、それから運営会社が倒産した場合というのがあります。これは基本契約書の第9条の5のほうで、もしその契約期間中にその運営会社、維持管理会社が契約を履行できなくなった場合、そういった場合は、その運営グループの代表企業である火葬炉メーカーが、別な今回の入札要件を満たすような事業者をまた選定して配置するというような内容になっております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） かなりかゆいところにはないのですが、想定されている内容が盛り込まれているのかなと今の答弁のほうでは感じたところではございましたので、いわゆる火葬炉メーカー等々も含めて何かあった場合も、きちんとこの運営企業体の中で選定をしていって、継続的な運営に関しては問題がないのだというふうなところで今答弁をいただいたかのように私も思うところでございます。

また、第7号議案の追加資料ということで、先日の議会運営委員会でもそういう説明があったのですが、やはりこの運営と今回の建設につきまして、少し関係性が分かりにくい部分があるので資料を用意してくださいというお話をさせていただいたのです。本日追加いただきまして大変感謝を申し上げますとともに、非常に分かりやすい表として出されたのかなと思ってございます。

特約がありますから、基本契約は全8社とカバーするわけではございますけれども、本日の議決の部分が施設整備グループという部分ではございまして、ただし特約事項により、維持管理・運営グループというところでも、実際の契約としては一緒になっているという部分で理解をしたところであります。

また、説明書7ページ、ちょっと私も応募者に関しては非常に心配をしていた一人ではございまして、やはり1社とか2社では、なかなか公正な入札等々どうなのかと思ったのですが、今回は3社応募されておりました。その内容を見ますと、代表企業をはじめとしまして、その構成

企業には、全ていわゆる1市4町を含めたこの大崎圏域内の企業も入っていらっしゃるという部分です。特に大きな違和感等々は感じることもなく、あとはこの委員会をもって公平公正に慎重に点数をつけられ、今回上程されているのかと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） その構成メンバーにつきましては、入札要件の中で、地元企業というところで大分要件を設定してございます。建設については、地元での実績、それから運営企業についても組合圏域内の斎場の運営実績を有する、それから維持管理企業につきましても組合内での実績を有する、そういった要件を設定してこのメンバーだと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 了解いたしました。

その上で今回上程されているということが分かりましたので、私の質疑はここで終わりにさせていただきます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

(第5号)」

○議長(関 武徳君) 日程第8 議案第8号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者(伊藤康志君) 議案第8号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

補正予算の主な内容は、歳入につきまして、ごみ処理施設におけるじんかい処理手数料及び組合債の減額など歳入の実績に基づき減額補正、歳出につきましては、経費の節減及び事業費の確定に伴う減額補正、また職員人件費に係る減額補正を行うものであります。

議案書の35ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ8,328万3,000円を減額し、予算総額を90億2,407万1,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、36ページの第1表に掲載のとおりであります。

第2条は繰越明許費の補正で、38ページの第2表のとおり5件を追加するものであります。これは、熱回収施設等整備事業について、令和4年度に第2期工事として予定しておりました旧大崎広域中央クリーンセンター解体及び外構工事の出来高予定額を達成できなかったこと、衛生部門3施設の修繕及び工事について資材調達の関係で年度内の完了が困難となったこと、また消防ポンプ自動車購入2台のうち1台について年度内の納入が困難となったことから、次年度へ繰り越すものであります。

第3条は債務負担行為の補正で、38ページの第3表のとおり、2件を廃止するものであります。これは、大崎広域東部クリーンセンター基幹的設備改良工事及び施工監理業務について、活用する補助金の変更により、令和5年度からの実施としたため、令和4年度に債務負担行為を定めた2件について廃止するものであります。

第4条は地方債の補正で、39ページの第4表のとおり、実績額に基づく7件の限度額を変更するものであります。

次に、令和4年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。

お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

1款1項負担金は、市町村負担金で、衛生費負担金では衛生処理施設の起債償還に係る普通交付税算入額の確定に伴い11万4,000円の増額補正、消防費負担金では消防施設及び設備の起債償還に係る普通交付税算入額の確定に伴い4万5,000円の増額補正、震災復興特別交付税負担金は農林業系汚染廃棄物処理に係る現年の算定額と過年度分の精算額の確定に伴い492万6,000円を減額するものであります。

民生費負担金は、障害児通所支援利用者負担金で5万6,000円の減額補正、高速道路負

担金は高速道路救急業務負担金で3,000円の増額補正であります。

2款1項使用料は、衛生使用料で、斎場使用料として167万7,000円の増額補正であります。

2款2項手数料は、衛生手数料で、クリーンセンターなどのじんかい処理手数料として1,553万3,000円の減額、し尿処理施設の衛生処理手数料として279万6,000円を増額するものであります。消防手数料は、危険物取扱手数料として90万円の増額補正であります。

5ページ、6ページをお開き願います。

3款1項国庫補助金は、衛生費国庫補助金で、循環型社会形成推進交付金に係る事業費の確定に伴い2,424万7,000円の増額、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金に係る事業費の確定に伴い9万2,000円の減額補正であります。

4款1項県負担金は、消防費県負担金で、宮城県職員派遣負担金として20万円の増額補正であります。

4款2項県補助金は、市町村振興総合補助金で、消防ポンプ自動車1台及び救急資器材の一部に対する追加補助の決定に伴い666万6,000円の増額補正であります。

5款1項財産運用収入は、財政調整基金利子収入で2,000円の増額補正、大崎ふるさとづくり基金利子収入は、広域活動基盤推進事業費の減額に伴い、充当先を大崎ふるさとづくり基金費へ組替えするものであります。

5款2項財産売払収入は、物品売払収入で、新中央クリーンセンター供用開始に伴い衛生施設の体制が整ったことで、使用頻度の少なくなった重機など8台を売却したことによる収益として609万5,000円の増額補正であります。

6款1項寄附金は、宮城県信用組合協会様並びに古川信用組合様からの寄附金として20万円の増額補正であります。

7ページ、8ページをお開き願います。

7款1項基金繰入金は、歳入歳出の差額8,833万2,000円を財政調整基金に戻し入れるもので、大崎ふるさとづくり基金繰入金は、みちのくの宝島大崎支援費として繰入れしているものについて、新型コロナウイルス感染症の影響による各種行事の自粛などにより応募団体がなかったことから、100万円を戻し入れたことによるものであります。

9款1項預金利子は、実績額に合わせて1万1,000円の増額補正であります。

9款2項雑入は、熱回収施設売電収入で、実績に基づき3,000万円の増額補正であります。

10款1項組合債は、衛生債で、事業費の確定に伴い2,530万円の減額、消防債で事業費の確定及び市町村振興総合補助金の追加交付に伴う特定財源の組替えにより、2,100万円の減額補正であります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。

9ページ，10ページをお開き願います。

2款1項総務管理費は，会計年度任用職員管理経費で各節合計して130万円の減額補正，一般管理経費でネットワークシステムデータ移行業務等に係る委託料の確定に伴い798万9,000円の減額補正，財政調整基金費で，歳入で説明いたしました財政調整基金利子収入の増額により2,000円を積み立てるものであります。

2項企画費は，広報発行に係る事業費の確定により80万円の減額補正であります。

4項市町振興費は，自治振興費の事業費確定に伴う135万円の減額及び歳入で説明いたしました広域活動基盤推進事業費の減額に伴う大崎ふるさとづくり基金利子収入の充当先組替えにより，35万円を大崎ふるさとづくり基金費へ積み立てるものであります。

3款1項児童福祉費は，職員人件費で，各節合計して101万円の減額補正，一般管理経費で宮城県信用組合協会様並びに古川信用組合様からの寄附金による療育備品購入費として20万円の増額補正であります。

4款1項衛生管理費は，一般管理経費で旧西部玉造クリーンセンターの閉鎖及び解体に係る事業費の確定に伴い，1,300万9,000円の減額補正であります。

続きまして，11ページ，12ページをお開き願います。

2項保健衛生費は，斎場管理運営費で，斎場使用料の歳入補正に伴い，各斎場管理経費の財源を組み替えるもの及び斎場整備事業に係る事業費の確定に伴い99万9,000円を減額補正するものであります。

4款3項清掃費は，ごみ処理施設管理運営費で，職員人件費に係る職員手当等の増額によるもの，会計年度任用職員管理経費に係る報酬等の減額によるもの，各クリーンセンター等の事業費確定に伴う減額及び大日向クリーンパークで市道新設設備負担金の事業費確定に伴う増額，また手数料等の歳入補正に伴う中央クリーンセンター，中央最終処理センター及び一般廃棄物最終処分場管理経費の財源組替えとして，合わせて1,189万円の減額補正であります。

し尿処理施設管理運営費は，職員人件費に係る職員手当等の増額によるもの，会計年度任用職員管理経費に係る報酬等の減額によるもの，中央桜ノ目衛生センターに係る管理経費等の事業費確定に伴うもの，また手数料の歳入補正に伴い，六の国汚泥再生処理センターの財源を組み替えるものとして，合わせて516万9,000円の減額補正であります。

13ページ，14ページをお開き願います。

5款1項消防費は，常備消防費で職員人件費に係る給料，職員手当等及び共済費の減額によるもの，常備消防管理経費については手数料の歳入補正に伴い財源を組み替えるものとして2,760万円の減額補正，消防施設費で消防及び救急車両等の購入費の確定によるものとして661万1,000円の減額補正であります。

7款1項公債費は，地方債償還利子の執行額の確定などにより，610万8,000円の減額補正であります。

この結果，今回の補正額は歳入歳出それぞれ8,328万3,000円を減額し，令和4年

度の予算総額は90億2,407万1,000円となりました。

以上、議案第8号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第8号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）について質疑をさせていただきます。

常備消防職員人件費2,760万円の減額の理由について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） ただいまの質疑についてお答えいたします。

職員人件費の減額理由につきましては、支給額の確定に伴いまして、消防職員の給料1,250万円、職員手当等480万円の減額及び負担額確定に伴います共済費1,030万円の減額を合算しました2,760万円の減額補正を行うものでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 途中でやめた職員は何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣英明消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） お答えいたします。

全部で、予算編成後に、定年退職以外の退職者といたしまして5名が退職されているという状況でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） その5名なのですけれども、途中でやめた理由はこういった内容なのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 5名の方の退職された理由ということですが、新たな職種に就きたいという方と、あとは家業を継ぐという方、さらに家族の事情ということで、これら大きく3つになっております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） いつも人材育成については、その答弁は、中身は同じであります。

年代層としては、何歳ぐらいなのでしょう。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 今おただしの5名の年代層といたしまして、20代については1名、30代が2名、40代が2名、トータル5名となっております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 全部働き盛りでこれからという大事な人材であります。そうした対策などは、今までもやってきたということなのですが、コミュニケーションがうまくいかなかったりとか、いろんなことがありましたけれども、どういった対策に力を入れてきたのでしょうか。2名、3名が続いたのですけれども、5名というのは最高ですよ。今後のことにもありますので。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 5名といたしても、前年度でやめている方が2名、3月でやめている方が3名で、今年度の中で3名という部分で、トータルしまして5名になります。2名と3名という形に分かれますので、同じ年度で5名という形ではありませんので、その部分としては大体同じような形なのかなとは思っております。

ただ、おただしのどういう対策をしているのかということですが、コロナ禍で業務継続をするという部分がかなり負担がかかってくる部分なのかなということです。どうしても職員間のコミュニケーションとか、そういう部分が、休日のストレス発散とか、あとは趣味を通してそういう部分でリフレッシュしていくということ、みんなと相談しながら進めているという形であります。

さらには、年次有給休暇の取得の推進を進めているという形でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうですね。年次休暇といっても、休暇は取れたのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 令和3年と令和4年の比較になりますけれども、令和3年中は交代制と日勤を合算しまして、平均で9.6日取得しているという状況です。

これと比較いたしまして、令和4年につきましては、全体を合わせまして11.4日の年次休暇の取得をしているということで、大体2日ぐらい平均で増えているということで、なるべく年休の取得を多くしていただいているという状況でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうですね。増えてきているということでは、精神的にもストレスが軽減されるのではないかと思いますので、ぜひそのように増やしていただきたいと思います。

それで、先ほどコロナ禍での救急搬送の件数は、全体で9,921件ということでしたけれども、途中で退職とかして、支障はなかったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 退職された部分も含めまして、各所属で業務継続計画を策定しております。仮にコロナに罹患しても業務を継続していくという体制を取っておりますので、その退職者の部分も含めまして、万全の体制を取っているということで、現在まで支障はない

という状況でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 何よりですので、そういう支障がないようにしていただきたいと思えます。

次に進みます。

消防救急車両等購入費661万1,000円減額でありますけれども、この理由について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

この661万1,000円の減額理由でございますが、消防ポンプ車の購入、それから救急車及び高度救命処置用資機材の購入で入札を行いまして、その際にポンプ自動車に関しましては契約額が8,635万円ほど、これが予算額に対して165万円ほど請け差が生じております。

さらには、高規格救急自動車に関しましては、予算額3,960万円に対して、入札後の契約額が3,687万2,000円、請け差が272万8,000円生じております。

高度救命資機材に関しましては、予算額2,640万円に対して、契約額2,416万7,000円で、請け差が223万3,000円生じております。

これら合算した金額が661万1,000円となっております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 減額で確定してよかったと思うのです。令和4年度の救急搬送がコロナ禍ということもあり1万件近くなつたが、救急車両は大丈夫なのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

議員おただしのおり、令和4年は、消防本部始まって以来、救急出動件数が最高の9,921件という数字になっておりました。

当消防本部において、救急車両に関しては、現在、現役車両が11台、それからその車両が故障整備に入った際には予備の車として2台、さらには今般コロナというところで、コロナ専用搬送車両として、さらにもう1台の救急車を用意しておりました。計14台の救急車を活用して、今回、第7波、第8波のコロナ禍での救急出動に的確に対応してきたところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうすると、そういう対応をしたので大丈夫だということですね。一番心配したのは、足りなくて支障を来したらもう大変だと思いましたので、質疑いたしました。

以上で終わります。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

「日程第9 議案第9号 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算」

○議長（関 武徳君） 日程第9 議案第9号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第9号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算について御説明申し上げます。

お手元の議案書の40ページをお開き願います。

一般会計の予算総額は、令和4年度当初予算に比較し、歳入歳出とも23億4,640万6,000円を増額し、111億3,269万4,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算は、41ページ、42ページに掲載のとおりであります。

主な内容といたしましては、施政方針で申し上げたとおり、衛生費では、特に施設整備事業に係る経費で、斎場管理運営費については斎場整備事業費として接続道路の土木工事及び建物の設計、衛生費のごみ処理施設管理運営費については最終処分場整備事業費として2年目とな

る基本構想策定及び適地選定業務，熱回収施設等整備事業費として最終年度となる新中央クリーンセンターの洗車場及び計量棟の建築工事並びに駐車場などの外構工事，東部クリーンセンター長寿命化整備事業費として基幹的設備改良工事，消防費については鳴子消防署庁舎改修事業に係る実施設計業務，遠田消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車1台，古川消防署三本木出張所配備の高規格救急自動車1台，計2台に係る消防救急車両の購入費を計上しております。

次に，43ページをお開き願います。

第2表債務負担行為は7件で，債務負担行為の期間及び限度額を定めるものであります。

次に，44ページをお開き願います。

第3表地方債は7件で，起債の目的，限度額，起債の方法，利率，償還の方法を定めたものであります。

以上，議案第9号について御説明申し上げましたが，詳細については副管理者から補足説明をいたさせますので，御審議の上，御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） 次に，金森副管理者から補足説明を求めます。

金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 令和5年度一般会計予算について，ただいま管理者から総括的な御説明をいたしました，私から補足して御説明を申し上げます。

予算編成に当たりましては，一般廃棄物処理事業や生命財産を守る消防活動など，広域共同処理事業の円滑な推進が図られるよう，各種施策の優先度による実施時期の調整などを行いながら，予算を配分しております。

それでは，一般会計予算の主な内容を御説明申し上げます。

令和5年度一般会計予算に関する説明書の10ページ，11ページを御覧ください。

初めに，歳入から申し上げます。

1款1項負担金は，市町負担金，民生費負担金及び高速道路負担金で67億5,020万5,000円の計上で，前年度と比較して4億6,928万6,000円の増額となるものです。これは，最終年度となる西地区熱回収施設等整備事業に係る外構工事，計量棟及び洗車場建築工事の実施，東部クリーンセンター基幹的設備改良工事の開始による工事費の増額が主な要因となっております。

2款1項使用料は，衛生使用料，消防使用料及び教育使用料で4,203万2,000円の計上で，前年度と比較して133万3,000円の増額となるものです。

12ページ，13ページを御覧ください。

2項手数料は，じんかい処理手数料などの衛生手数料及び消防手数料で，3億2,617万6,000円の計上で，前年度と比較して684万円の減額となるものです。

14ページ，15ページを御覧ください。

3款1項国庫補助金は，衛生費国庫補助金で5億1,563万3,000円の計上で，前年度と比較して3億231万1,000円の増額となるものです。これは，西地区熱回収施設等

整備事業の国庫補助金対象事業費の増額に伴い、循環型社会形成推進交付金が増額となるもの、また東部クリーンセンター基幹的設備改良工事について、従前の循環型社会形成推進交付金よりも補助率の高い二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用することで当該補助金が皆増となるものです。

4款1項県負担金は、消防費県負担金で1,448万1,000円の計上で、前年度と比較して57万8,000円の増額となるものです。

2項県補助金は、市町村振興補助金、権限移譲事務交付金で1,182万9,000円の計上で、前年度と比較して223万8,000円の増額となるものです。

5款1項財産運用収入は、財政調整基金利子収入、大崎ふるさとづくり基金利子収入、大崎広域新斎場整備基金利子収入などで1,610万7,000円の計上で、前年度と比較して8万4,000円の増額となるものです。

16ページ、17ページを御覧ください。

2項財産売払収入は、不用物品売払収入で103万4,000円の計上で、前年度と比較して150万2,000円の減額となるものです。

6款1項寄附金は、1,000円の科目設定であります。

7款1項基金繰入金は、財政調整基金繰入金、大崎ふるさとづくり基金繰入金及び大崎広域新斎場整備基金繰入金で、7億5,311万9,000円の計上で、前年度と比較して2億1,628万円の減額となるものです。

なお、大崎広域新斎場整備基金繰入金の2億円につきましては、令和5年度より着手する新斎場建設工事費に充当するものであります。

8款1項繰越金は、1,000万円を見込んでおります。

9款1項預金利子は、1,000円の科目設定であります。

21ページまでは、2項雑入について記載しております。くず鉄などの資源物売払料、指定ごみ袋売払料、障害児通所給付費、熱回収施設売電収入などが主なもので、4億3,897万6,000円の計上で、前年度と比較して5,289万8,000円の増額となるものです。

10款1項組合債は、衛生債で、新斎場建設工事、西地区熱回収施設等整備事業に係る外構工事、東部クリーンセンター基幹的設備改良工事にそれぞれ充当するもので、19億8,630万円の計上であります。消防債は、消防救急車両及び車載型移動局無線装置などの購入、感染症対策として実施する鳴子消防庁舎改修工事の実施設計業務に充当するもので、2億6,680万円の計上となり、衛生債と合わせて22億5,310万円の計上で、前年度と比較して17億4,230万円の増額となるものです。

次に、歳出について申し上げます。

22ページ、23ページを御覧ください。

1款1項議会費は、1,918万2,000円の計上で、前年度と比較して319万円の減額であります。これは主に、職員手当等の減額に伴うものです。

2款1項総務管理費は、2億5,076万8,000円の計上で、前年度と比較して2,681万円の減額であります。これは主に、令和4年度に実施いたしましたネットワークシステムの更新に係るデータ移行業務が完了したことによる減額であります。

26ページ、27ページを御覧ください。

2項企画費は、586万5,000円の計上で、前年度と比較して14万5,000円の増額であります。これは主に、広報「大崎広域」に係る印刷製本費の増額に伴うものです。

3項監査委員費は、1,066万2,000円の計上で、前年度と比較して68万8,000円の減額であります。

28ページ、29ページを御覧ください。

4項市町振興費は1,423万4,000円の計上で、前年度と比較して1万6,000円の減額であります。

3款1項児童福祉費は1億4,722万8,000円の計上で、前年度と比較して450万9,000円の増額であります。これは主に、給食調理業務に係る委託料の増額に伴うものです。

30ページ、31ページを御覧ください。

4款1項衛生管理費は6億984万7,000円の計上で、前年度と比較して3億7,719万5,000円の増額であります。これは主に、令和3年度末をもって閉鎖した旧西部玉造クリーンセンターの解体関連経費の増額に伴うものです。

32ページ、33ページを御覧ください。

2項保健衛生費は10億170万6,000円の計上で、前年度と比較して9,404万1,000円の減額であります。これは主に、斎場整備事業における新斎場建設工事費は増額しておりますが、令和4年度に9億円の積立てを行った新斎場整備基金について、令和5年度は運用による利子収入のみの積立てとなることから、保健衛生費全体で減額となるものです。

34ページ、35ページを御覧ください。

3項清掃費1目のごみ処理施設管理運営費は、42億2,024万6,000円の計上で、前年度と比較して17億5,679万2,000円の増額であります。これは主に、歳入で説明いたしました西地区熱回収施設建設工事費の増額、東部クリーンセンター基幹的設備改良工事の増額、高騰する電気代の増額によるものであります。

38ページ、39ページを御覧ください。

2目し尿処理施設管理運営費は11億6,863万2,000円の計上で、前年度と比較して1億4,663万3,000円の増額であります。これは主に、中央桜ノ目衛生センターを除くし尿処理施設3施設の施設管理運営に係る委託料の増額に伴うもの、高騰する電気代の増額によるものでございます。

40ページ、41ページを御覧ください。

3目農林業系廃棄物焼却処理事業費は、令和2年度から実施している農林業系廃棄物の焼却

処理経費として8,997万8,000円の計上で、前年度と比較して672万4,000円の増額であります。

42ページ,43ページを御覧ください。

5款1項消防費1目の常備消防費は、25億7,369万5,000円の計上で、前年度と比較して3,665万4,000円の増額であります。これは主に、職員人件費の増額に伴うものです。

44ページ,45ページを御覧ください。

2目消防施設費は3億4,687万5,000円の計上で、前年度と比較して1億2,827万5,000円の増額であります。これは主に、歳入で説明いたしました車載型移動局無線装置等の購入に係る事業費、感染症対策として実施する鳴子消防署庁舎改修工事の実施設計業務に係る委託料の増額に伴うものであります。

6款1項教育総務費は7,465万1,000円の計上で、前年度と比較して310万8,000円の増額であります。

46ページ,47ページを御覧ください。

2項社会教育費は7,186万9,000円の計上で、前年度と比較して214万3,000円の増額であります。これは主に、大崎生涯学習センター多目的ホールの設備修繕工事に係る増額によるものであります。

48ページ,49ページを御覧ください。

7款1項公債費は5億1,575万6,000円の計上で、前年度と比較して897万3,000円の増額であります。これは、令和元年度に借入れを実施した西地区熱回収施設等整備事業、令和2年度に借入れを実施した鳴子消防署車庫建築工事、令和3年度に借入れを実施した消防救急車両購入の起債償還が開始になることに伴う増額であります。

8款1項予備費につきましては、前年度と同額で1,150万円の計上であります。

これによりまして、一般会計歳入歳出予算の総額は、111億3,269万4,000円となり、前年度対比で26.7%の増額となった次第であります。

なお、予算の執行に当たりましては、これまで以上に経費節減に留意し、効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第9号についての補足説明とさせていただきます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第9号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算について質疑をさせていただきます。

訴訟事務委託業務については、先ほど説明がありました。了解しましたので、割愛させていただきます。

続きまして、農林業系廃棄物焼却処分業務5, 657万7, 000円の内容について、お伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） 農林業系廃棄物焼却処分業務5, 657万7, 000円の内容でございますが、これは農林業系汚染廃棄物を処理するに当たりまして、5キログラムずつ袋詰めされたもので搬入されております。これを、ごみ焼却施設で処理する際にごみピットに投入するのですが、この業務を外部に委託しているということで、その業務費ということでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 2018年から2022年度までの焼却実施前と実施後の測定値はどうなっているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） 測定値と申しますと、何の測定値でしょうか。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 大崎市で測定している土壌サンプル測定値でございます。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） それでは、今、大崎市の土壌放射能濃度の件で、どういうふうになっているのかということでの御質問かと思えます。

大崎市では、現にウェブサイトにも土壌サンプルの測定結果を御紹介させていただいている状況でございます。上がっているか、下がっているかという部分に関しまして、分かりやすく対比できるのが、焼却している状態と焼却していない状態、この辺を比較していただければ一番分かりやすいのかなということで、議員も御承知かとは思いますが、旧玉造クリーンセンターので説明させていただければと思えます。

こちらの施設は、統廃合に伴いまして昨年3月に焼却処理が終了しております。玉造クリーンセンターの近くの池月の鷺目地区でサンプルしておりますが、こちらは大崎市の数値で言いますと、令和3年11月、これはまだ焼却しているときになりますけれども、数値が140ベクレルになってございます。これは今お話ししたとおり焼却中でございました。令和4年11月、これは施設は止まっておりますので焼却していない状況ということになります。このときで240ベクレル。また、玉造の周辺で鳴子の上流のほうになります黒崎生活改善センター、こちらは焼却しているときが12ベクレル、それから焼却していないときが53ベクレル。小身川原生活センター、こちらについては焼却しているときが150ベクレル、焼却しなくなったら170ベクレルということで、焼却しているときよりも焼却していないときのほうが濃度が上がったという、近隣のところではそういうような数値が出ているということでございます。

これは、大崎市議会においても、環境保全課で何度か御説明があったかと思えますが、自然

由来のもので、雨が大気中のそういった物質を吸着して地表に落ちてきて高くなる現象の一つだと考えております。

したがいまして、必ずしも農林業系の廃棄物を焼却したからといって土壌のほうの数値に影響がある、なしというようなことにはならないのかと思っているという状況でございまして、周辺でいえば、焼却灰は焼却している最中は低くて、焼却しなくなったら高くなったというような状況が見てとれたということで、玉造の例を参考に説明させていただきました。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） これは大崎市のホームページから取っているのですけれども、49か所を測定しております。その中で、今数字で言うと時間かかりますので、そのうち49か所中22か所が実施前よりも上がっているということ。先ほどは、焼却しないときでも上がっているのだと、自然の由来だと言っていましたけれども、上がっているというのは、これは事実でありますので、測定値がその以下であっても上がっていくということは、私はすごく心配だと思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） 私も、今、議員おただしのおり、大崎市のウェブをいろいろ見させていただきまして、直近の比較になります。採取期間が令和4年7月と令和4年11月を見させていただきました。そうしますと、議員は49か所というお話でございましたが、私が確認した資料でいきますと54か所のデータがありましたので、そちらのほうを基に説明させていただきます。令和4年7月、8月と令和4年11月直近の比較になります。前回よりも減少が29か所、前回よりも増加が22か所、変化なしが3か所の計54か所ということで、直近でいうとだんだん下がってきているほうが多いような数値上は結果が出ていたということで、そちらの確認をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） これを見ても22か所は上がっているという感じは分かりますので、やっぱりそういう点では心配だということなどは明確であります。

次に、住民監査請求から住民訴訟に今進んで、仙台地裁の判断が下るまでは、やっぱり焼却をストップできないかという住民の声でありますけれども、なぜストップできないのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） 農林業系を続ける理由ということでよろしかったでしょうか。

これは、前回の議会で一度御報告、御回答させていただいております。繰り返しになる部分ではございますが、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物の処理につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法によりまして、市町村が一般廃棄物として主体

的に処理することが定められているところでございます。

平成30年10月から農林業系汚染廃棄物の試験焼却を実施した結果、空間線量及び各種の放射性セシウム濃度の測定結果はいずれも基準値以内だったということが確認できておりますので、一般ごみと混焼による処理方法には問題はないものと捉えているところでございます。

また、焼却処理につきましては、各市町の要請によりまして、一般廃棄物の共同処理を担う大崎広域が処理するというようになっておりますので、今継続しているということでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今まで基準値内だから大丈夫だということでありまして、私はこれは、広域であれ、自治体であれ、本来であればやっぱり国がきちんとやっていただきたいというのが一番です。隔離保管すれば下がるということは明確になっているわけだから、そういう働きかけをぜひしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） 今、議員から、隔離保管というお話、おただしについてですけれども、農林業系汚染廃棄物の隔離保管などにつきましては、市町での判断となるというところでございますので、組合からの回答は控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 次に進みます。

常備消防管理経費2億3,268万3,000円、この内容について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） こちらについてお答えいたします。

資料の一般会計予算に関する説明書の42ページ、43ページに記載しておりますけれども、こちらの資料の7節の報償費から26節の公課費まで合わせた金額といたしまして、2億3,268万3,000円を計上しております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 分かりました。

その中で、女性消防士は何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 女性消防職員の数につきましては、令和5年3月1日現在で、11名の職員が在職しているという状況でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 女性救命士は何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 現在、女性救命士につきましては、3名いるという状況でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 令和4年度の日中の救急搬送は何件ぐらいあったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 議員おただしの日中の救急体制について説明を申し上げます。

先ほど、議案第8号でも御説明申し上げたとおり、まず各9署所にある救急隊11隊で、昼夜を問わず救急体制を取っておったところでございます。ただ、昨年やはり第7波、第8波というコロナにさいなまれ、私どもも救急の需要に対して、住民サービスを低下させることなく、さらなる強化といった手だてを検討したところでございます。

その結果、日中の救急需要が多いという分析がありました。具体的には、日中9時から17時までの救急要請は、昨年9,921件の件数のうち4,791件、全体の48%がこの時間帯に要請されているということでしたので、この救急隊の強化といった場合に、日中に特化した救急隊をさらに1隊創設することによって、住民サービスの向上、さらには職員の労務負担の軽減が図られるというところで、消防長の御高配を受けながら、この令和5年4月から向こう1年間、試行運用を行うとしたところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 1隊を日中の救急隊としてやるということを具体的に聞きました。令和4年の件数を聞いたときに、やっぱり人数的な問題と、家族の介護や育児、それから再任用職員などの夜間に勤務することが難しい職員にはすごくいいものだと思います。4月1日から試行ということですが、具体的な体制とか、どのようにやっていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） それでは、お答えいたします。

この日中に特化した救急隊の創設に関しては、まず名称を本部機動救急隊と名づけて運用するという運びにしております。

なお、この救急隊を従事させる時間なのですけれども、やはり8時30分から17時15分までの日中の就業時間内とし、土日祝日に関しては、これは従事させないと。まさに日勤者に特化した救急隊の編成と。

しからは、その隊員の内訳なのでございますが、まずは女性職員という、先ほど議員の御指摘のとおり、育休産休、そういった家庭事情に伴った交代制勤務、泊まりがなかなか難しいという職員に関して、それに配慮しようというところと、さらには定年延長、もしくは今現在、再任用の職員もおりますことから、こういった職員の能力をそのまま活用しようといった狙いがあります。

なお、この2種の職員だけでは、なかなか救急隊も回すことができないので、さらに働き盛りの現役職員も加えて、大体4名程度、救急隊は1車両につき3名なのですけれども、プラス1名程度配備して、消防本部警防課での配属運用という運びを考えているところでございます。以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） これは、職員に希望を取ってやるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

人事に関する部分は総務課という範疇でございますが、当課の考え方としましては、やはりそういった働き方改革、やっぱり多様な働き方というところを消防本部も標榜しているため、総務課とタイアップしながら、職員の希望をできるだけ反映した形で救急隊の編成を行っていくと考えております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 4月1日から始めて1年間試行ということになりますと、令和6年からは、もう正式ということによろしいのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

まさに議員のおただしのとおり、まずこの1年間、試行運用というところで、救急隊の活動範囲、それから今申しあげました救急隊員そのものの編成の在り方、そしてあとは環境整備ということで、各内規、規定、そういったもろもろの本運用に備えておきたい部分をピックアップして、それを検証しながら、令和6年4月からは本運用にこぎ着けたいと見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 来年度は、きっと途中退職者もなかったりすることを一番期待しておきたいと思います。

次に、最後なのですけれども、救急隊の感染予防対策について、令和4年度はコロナ禍で、九千何人、1万件近くですから、物すごく大変でしたね。コロナ対策では防護服を着て対応するというのは、暑いときは本当に大変だなと。

それで、5月8日から、2類から5類になるのですけれども、そのままそういう感染対策で移行するのかなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

まず、5月8日から、第2類を第5類に移行という国の方針にのっとった指針が示されておりますけれども、当消防本部としましては、5類以降に関しても、コロナウイルスの感染力、もしくは毒性に関して、直ちに弱まることはないと思っております。これは、専門家でも同じような見解を示していると思っておりますけれども、だとすれば、これまで令和2年、令和3年、そして令和4年とコロナ対応をしてきた救急隊は、その知見を生かしながら、やはり5類以降になったとしても、これまでの感染防止措置を取りながらという体制になります。

なお、議員が御懸念されておりますタイベックスーツという感染防護衣、これはこれから気温が高くなって夏場といったところで、隊員の労務が、さらに体力低下というところもございますけれども、これに関しては、やはり活動隊員の入替えを積極的に行いながら、1当務中の救急業務時間、それに負担をかけないような形を取りたいというふうに思っているところでございますし、先ほど申し上げた本部機動救急隊もその一翼を担うと、負担軽減をなるべく高めるといった狙いを考えております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 救急隊の方たちとか、一生懸命やっている人たちに負担をかけないで、交代制でやらないと、本当に大変だなと。救急で一生懸命やっている人たちが具合悪くなつては逆ですから、意味ありませんので、健康に留意して救急隊の方には頑張っていたいただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 私からも、議案第9号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算について、質疑させていただきます。

先ほども何度もお話しされておりますけれども、令和5年度の予算案は11億3,269万4,000円、前年度が8億7,628万8,000円でした。前年度と比べると26.7%の増で、2億3,640万6,000円の増額ということで、今回は伊藤管理者の施政方針の中にもありますけれども、西地区の熱回収施設の関連工事、これが最終年度となることからの増額ということで、その他もありますけれども、大体はこういう形となっております。

その中について質疑させていただきますけれども、歳出の2款1項1目7節報償費、講師等謝礼5万円ですけれども、まずこの内容と対象者についてお尋ねいたします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

職場における労働災害の防止及び健康の保持増進を図るために安全衛生委員会というのが職場内にございまして、そちらの事業の一環で研修会を実施しています。それで、その研修会については、令和2年度までは、こちらの5万円を使って年1回しかやっていたのです。ところが、ここに来てメンタルヘルスで休む職員が増えてきたというところで、令和2年度からは年2回そのような研修会を実施するようになりました。この5万円を用いた研修会と、さらには宮城県の共済組合があるのですけれども、そちらから研修内容に合う講師の派遣をさせていただきまして、研修会を実施しているところです。これまでの令和2年度から令和4年度の実績で言いますと、延べ4回開催しておりまして、参加人数は職員が延べ348名、1回当たり平均で87名の職員が出席しているという状況でございます。内容的にはメンタルヘルスが2回、ハラスメントが1回、あとメンタルとハラスメント両方兼ね備えた研修会が1回と。

ただ、令和4年度につきましては、コロナ禍ということで、職員たちを一堂に会すということが非常にリスクな時期もございましたので、今年度初めて動画を撮りまして、その動画を全職員に配信し、時間があるときに見てもらおうようにしたところ258名の職員がウェブを使って研修を受講したという内容になっているところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ありがとうございます。

私もこのところで聞きたかったのは、やっぱりハラスメント関係の研修が、この消防署で行われているのかということを知りたかったので、この項目を入れさせていただきました。

令和5年度の講師は、まだ決定はされていないということでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 令和5年度につきましては、予算は取らせていただいているのですけれども、今後、職員の状態等を見極めながら講師の選定に取りかかっていきたいと思っております。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 先ほど、前段議員の話では5人ほどおやめになったということで、そういった形で病欠や長期欠席している方たちがいるのかいないのか、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 令和4年度につきましては、現状としては病休で休んでいる職員はいないところでございます。

ただ、かつては、令和4年度の前半になりますけれども、メンタルで休んでいる職員が、事務局部局については2名、消防部局についても2名いたという事実はございますけれども、現

在は通常に勤務をしているという状況でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） この職場では、職員の相談体制はどのようになっているのか。部署ごとになのか、それとも別な先生を招いた形など部署の誰も知らない人に相談するということが私は大事なのかと思うのですけれども、そういうような相談体制は取られているのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 消防部局、事務局部局、それぞれそういった体制はできております。

さらに、ストレスチェックというものを、これは大崎市も実施しておりますけれども、毎年実施しております。結果については、本人しか分からないように通知しておりますけれども、ただ、人事担当は把握しています。そのストレスチェックである程度のストレスのボーダーラインを超えた職員につきましては、希望があれば仙台にある専門医と面談をしています。

専門医からは、追ってその結果が内々に人事担当に参りますので、例えば今の配属されているところが向かないと、適正ではないということであれば、人事異動にその結果も反映させるというような、組織ぐるみでそういったリカバリー体制はしっかり取っていると認識してございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 人事担当は、誰が面接を受けたかということは分かるわけですね。メンタルで専門医と面談が必要な方には、しっかりとやっていただきたいと思っております。

先ほどは、年次有給の平均日数を聞きましたけれども、この年次有給の取得率についてお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） まず、取得率でございますけれども、事務局部局について私のほうから、消防部局については板垣総務課長から答弁をいたさせます。

事務局部局の取得率につきましては、平均取得率が29.6%ということになってございます。これは令和4年度で、令和3年度については25%ということで、ポイント数的には上がっていると。私も、事あるごとに年休を取りなさい、取りなさいということで声かけをしているという状況でございます。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 年休の取得率ですけれども、消防本部といたしまして全職員の平均ですけれども、令和4年につきましては28.5%の取得率となっております。これにつきましては、1年で20日いただいておりますので、繰越しも20日として、40日としての計算となっております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 事務，消防関係も約3割弱という，そういう形での数でありますけれども，やはり今回は，令和4年度はコロナ禍ということもございまして，家族の感染または本人の感染，そういった形で結構人数的にも厳しかったところがあるのかなと思いつつも，でも令和3年度よりも令和4年度がアップしているという，そのように皆さん努力されているというのは，このような様子は分かります。

それから，一般会社ですと，有給の残り日数を買取りというのはよくあるのですが，やっぱり公務員は，そういうのがないのか，その辺の確認をしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 個人的には買い取っていただきたいのですが，役所はそういった制度はございませんので，実情を御回答申し上げます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 大変言いにくいことを質疑させていただきました。

子供の育児休暇，育休，産休についても，やはり男性も取るような方向性になっていまして，皆さんで理解していただきながら，この有休を取れるような職場環境，体制を取っていただければと思いますので，その辺についてはよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） 質疑の途中ではありますが，暫時休憩をいたします。

再開は，午後1時15分といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（関 武徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き質疑を再開いたします。

横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 午前に続きまして，質疑させていただきます。

まず，2款1項2目財政調整基金278万円ですけれども，大崎広域の予算というのは，1市4町が負担されているわけがございますけれども，今の財調はどのくらい積み立てられているのか，その辺についてお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

令和4年度末で今回の補正までになりますけれども，15億5,912万4,000円を見込んでおります。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 毎年災害対応とか，いろいろなことを1市4町でやるわけですが，15億五千九百何万円というこの金額，このように施設の電気料金も高騰している中で，どの

ような用途を考えているのか、その辺ちょっと具体的にお願いします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

基本的な考えとすれば、財調というのは、当初予算から本当を言えば財源として充当するというのはあまり好ましくないことではあります。しかしながら、当組合といたしましては、市町村圏計画の中で市町負担金については、毎年度のアップを真水で70億円を目安として定めているのです。ですので、例えば、本年度から、再来年度あたりまで大型事業が続きます。そういったときに、市町負担金が70億円を超えたときに、緩衝材として財政調整基金を充てさせていただいて、市町の負担を和らげるために現在は使わせていただいているという状況でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 各自治体も、かなり電気料金などの光熱費等が上がっておりますので、いろんな意味で負担が幾らでも少ないほうがやっぱりよろしいかと思っておりますので、その辺のところは御配慮いただきながら、よろしく願い申し上げます。

次に、5款1項2目の消防施設整備事業についてお尋ねいたします。

まずは、1,682万4,000円の内容についてお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 施設整備事業費の1,682万4,000円の内容について、お答えさせていただきます。

まず、鳴子消防署になりますけれども、こちらの仮眠室につきましては、開署当初から間仕切りのない1つの部屋に仮眠するような状態となっております。令和4年に新型コロナの感染拡大によりまして、家族罹患などから鳴子の職員が大体10名ほど出勤停止になったという状況もありました。また、感染症患者の搬送後の救急隊が洗浄を行う消毒室などの設置、これも必要だということから、仮眠室の個室化、消毒室の設置など、感染防止対策として、環境整備、その他の改修工事を実施するという事で、令和5年度分といたしましては、実施設計業務の委託料といたしまして計上しております。

その中身は、実施設計業務及び地質調査、アスベスト調査、これらを含む形で1,682万4,000円という形となっております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 前回の議会で、三本木出張所についても控室を改修するというお話でございます。その辺はもう完了しているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 三本木の改修工事につきましては、3月7日に完了検査をいたしまして、全て終了しているという状況でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） この鳴子の件ですけれども、鳴子の仮眠室の件は、一般競争入札だと思われましても、とにかく早くやっていただきたいという思いであります。いつ頃この入札を考えているのか、お尋ねします。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 入札につきましては、契約等審査会という内部の審査会を経まして、適格性の審査とか、その部分をきちっと審査いたしまして、その後のできるだけ年度の早いうちに計画をしたいと思っております。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） これは令和5年から令和7年までということになりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

それから、最後に備品購入費3億3,000万円の中で、今回、新規の水槽付消防自動車ということで、7,300万円ということなわけですけれども、この水槽には、大体何リットルぐらい水を入れて初期活動されるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えします。

水槽付消防ポンプ自動車の水槽に入っている水の容量のことだと考えてお答えしますが、大体1.5トンから2トンの範囲で積載している車両となります。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 1.5トンから2トンの水を消防ポンプ車の水槽から出しての初期消火活動ということで、令和4年度はいつもより火災は少なかったわけでありましても、しっかりその辺のところをお願いしたいと思います。やはりこのような車両は年次計画を立ててやっていると思えますけれども、今後この水槽付ポンプ車はまだ買わなければならないところなのか、それともこれで今回終わりになるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

水槽付消防ポンプ自動車、これは遠田消防署に配備する予定で、このたび更新整備いたします。

この車種に関しては、一通り整備が終わりまして、今度は水槽付きでない普通のポンプ車に取りかかろうというところがございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 次に、生涯学習振興費プラネタリウム事業について伺います。今回、前からふるさと基金を利用した1市4町のバス支援、小学4年生以上のプラネタリウムの見学実習

ですけれども、あのときには御案内しても全校がなかなか来ていないのですということでもございました。令和4年度はいかがでありましたでしょうか、その件をお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長兼総務課長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） お答えいたします。

プラネタリウムの利用率を拡大するために、組合がバスの手配を行って費用負担をするというバス支援を行っているわけですが、令和4年度の実績につきましては、大崎の構成市町で全部で小学校の数は40校ございます。そのうちの31校から、この事業の利用について申請をいただいているというような状態でもございまして、そのほか自主運行、自前のバスを確保して来ていただいている学校が6校、合わせますと37校が結果的に御利用いただいているという結果になっております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 東北一のすばらしいこのプラネタリウム館ですので、やはり今度また3年生から4年生まで進級されるわけですが、その方を中心に、今度はしっかりとこのプラネタリウムを見学されるようお願いいたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。大変ありがとうございます。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私からも、議案第9号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算につきまして、何点か質疑をさせていただきます。

まずは、2款4項1目でございますが、自治振興費1,423万4,000円ほどでございます。これも昨年の決算を受けまして少し理解をしているところであったのですが、なおさら今般の予算に際しまして御質疑をさせていただきたいと思っております。特に各種事業で1,400万円ほどの予算になってございますが、特に市町助成事業という部分でございました。

こちらの内容なのですが、これは大崎市が300万円、そしてほか4町がそれぞれ200万円だと記憶してございますが、そういった予算構成でよろしいでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えします。

そのとおりでございますが、令和元年度まではその半額だったのですけれども、令和2年度から、一応倍ということで、議員おただしのように300万円と200万円というふうになってございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 確におっしゃいますとおり、この間、新型コロナということもございましたので、なかなか各自治体でもいろんなイベントですとか催事が、行事が少なかったということもございますから、どこかの部分にこれを充当していただいて、少しでも市民協働や地域

の活性化に寄与していただきたいという目途だとは感じているところでございましたので、倍にしたということで、現行では1,100万円で、その内訳であるということが理解できたところでございます。よろしくお願い申し上げます。

この中で次に移らせてもらいますが、プラネタリウム学習支援事業、160万円ほどございますけれども、これは具体的にはどういった予算として使われているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長兼総務課長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） お答えいたします。

今お聞きいただいた件は、ふるさとづくり基金の活用に関しての執行項目だったということによろしいでしょうか。（「自治振興費160万円」の声あり）自治振興費ですね。

これにつきましては、バス支援に係るバスの運行と、もう一つ、ゆめっこパスポートの印刷経費でございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 了解でございます。

これは、1市4町にあります児童生徒、学校ですよね。こういった皆さん方に私どものすばらしいプラネタリウムをぜひ多くの方に見ていただきたい。特に、子供たちに見ていただきたいということでございますけれども、大体例年、この1市4町構成市町のあらゆる小学校、中学校、こういった児童生徒は、1年に一遍程度はこちらのほうに来るような現在計画に考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長兼総務課長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） ゆめっこパスポートの配布でもって、子供たちが無料でプラネタリウムを活用できるというメリットがあるものですから、例年多くの子供たちがパスポートを持って家族と一緒に来るという、そういった姿が見られております。

ただ、そういったパスポートの利用地域、あるいは利用する学校を私たちは統計を取っているわけでございますけれども、必ずしも全部の全地域が満遍なくいらっしゃるというような、そういった現状ではございません。やはり近隣の古川地域の学校についてはかなり多い状態ですけれども、少し離れてしまいますとなかなか足を運んでいただけないという学校もあることですから、私たちもそういった学校の統計を取っている関係で、その活用を、来館をお願いしたいということで、今後とも学校のほうに直接働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 例えば、映画上映会とかをすれば、皆さん方が満車で駐車するスペースもないぐらい満員御礼になるようなパレットの事業でございます。特に私は、ケイロンⅢが整備されているこのプラネタリウムに関しては、すごく大きな興味関心を持っている人間の一人でございますけれども、ぜひまず子供たちに見ていただきたいというのが強い思いでございます。

もちろん広域圏でやってございますから、1市4町の本日は副管理者の皆さんいらっしゃいますけれども、そういった子供たち、1回、2回と言わずに、毎年1回、せめて1回以上はプラネタリウムを体験、体感していただいて、またその映像等々にも各学校の何か映像ですとか、いろんな四季折々の映像を撮りためたものも、聞きますと、センター長自らが撮られたものも入っているようでございますけれども、こういうものを使用されているということでございますので、ぜひそのすばらしさ、映像、あるいはそのプラネタリウム、こういったものを体感していただきたいと思うのですが、もう一言いかがですか。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長兼総務課長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） 今、佐藤議員からお話しいただいたように、学校の風景を映し出して、そこから見える星空でもって星の動きなどを学習していただくということについては、非常に学習効果がございまして、先生方からも好評いただいているところでございます。

また、せっかくの全天周映像という貴重な機能を持つプラネタリウムなものですから、星だけではなく、大崎の様々な地域、私もいろいろ撮っておりますけれども、ボランティアさん方もたくさん撮って提供していただいているという、そういった大崎のすばらしい自然なり観光資源、そういったものをプラネタリウムのドームを通して、子供たちや圏域住民あるいは圏域内外の皆さんに提供していくという、そういった取組については今後とも力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） よろしく申し上げます。

次に移ります。

4款1項1目の一般管理経費でございます。3億7,710万9,000円ほどでございますけれども、特に解体撤去工事という部分でございますけれども、今般の中央クリーンセンターの解体を見てみても、やはりこれはアスベストですとか、ダイオキシンですとか、いろんな問題があるということでございまして、本日の報告事項の中にも一部延期というふうな部分での報告があったところでございます。もちろんこれは繰越明許という部分でございますけれども、大きなグランドオープンに間に合うという部分につきましては、予定どおりで進むというふうなことも聞いてございますが、やっぱり適切な解体撤去工事、このようにして予想以上に時間がかかってしまうということも、もう経験として分かるわけでございますから、この後の解体撤去工事に関しましては、そういったことを見込んだ上で、きちっと全体のスケジュール感というものを出していただきたいと思うのですが、その辺、十分にやっぱり入札発注をする際にも、仕様にもやはりこういった十分な安全性ということと、ダイオキシンですとか、あるいはアスベストですとか、こういったことに対する処理といったことがきちんと図れる、そういった事業者の方にぜひともこれは入札を果たしていただいて、そのまま粛々着実に解体撤去工事をしていただきたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） 佐藤議員には、非常にいろいろ御意見いただいてありがとうございます。

今回の玉造クリーンセンターの解体撤去工事でございますが、発注内容につきましては、議員にも視察していただいた中央クリーンセンターと同様のしっかりしたものにはなっているものでございます。

しかし、今、議員からもお話がありましたとおり、アスベスト等もございますので、事前にアスベスト調査等を行うなど、環境対策には十分注意を払いながら、関係法令を遵守し、安全かつ適正な解体撤去工事が行えるようなものということで仕様を整理しているということでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 了解しました。

次に移らせていただきます。

4款3項1目のリサイクルセンター管理経費136万円ほどでございます。モデル地区を選定され収集業務に当たられるということでございますけれども、このモデル地区収集という部分での内容等を教えてください。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） モデル地区指定は、1市4町の区長さん等と協議していただいて、市町で一応モデル地区を設定させていただいております。

モデル地区につきましては、100戸を目安に2か月間のモデル地区で検証したいということでございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 100戸で2か月間ということでございました。了解いたしました。

構成市町で100戸ずつ2か月間ということでございましたので、こちらを踏まえて今後の事業に当たっていきたいという答弁だったかと思うわけでございます。やはりリサイクル法の規定もございまして、各自治体や一部事務組合で取り組んでいくという流れというのは当然のことかと思っております。後段の一般質問でも触れさせてもらうわけなのですが、ぜひこの圏域住民の方々のリサイクルに対する、3Rも含めて、きちんと理解促進を図っていただくような取組をやっていただきたいと思います。

また、モデル地区の収集に当たられましては、やはり皆さん方の負担が増えないようなことも大事かと思っております。ごみではなくリサイクルとしての還元を考えた上で、住民の方々にも理解を得るようなお話ですとか、広報周知をしなくてはいけないのかと思っております。その点、広報あるいは区長さんの御理解、住民の方々に対する理解という観点でいかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 住民にプレッシャーがかからないようにということなのですが、リサイクルにつきましては、それぞれ積極的に参加する方、しない方もいると思います。今回のモデル地区につきましては、実施に当たりまして、それと併せて実施後のアンケート調査も予定しております。その中で、分別がしづらかったとか、分かりやすくなったとかというような形で、調査したいと思っております。

なお、事前に仙台市のほうでは、令和2年からこのモデル地区を設定しております。今回の廃プラスチックの取組として今まで容器包装は別にやっていたのを一緒に集めることによって、分別が分かりやすくなったという方が7割いらっしゃるということです。今回、いろいろ課題は見てくるとは思いますが、いろいろな御意見をいただきながら、令和6年度に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 了解いたしました。

次に移らせていただきます。

5款1項2目、消防関係でございますけれども、消防施設整備事業、1,682万4,000円ほどでございます。

私も鳴子温泉のほうに出向くことがかなり多いのですけれども、いつも古いなと思って眺めては往復をさせていただいているところではあったのです。いわゆる残されてきましたその庁舎の整備という中では、多分数少ない一つだろうと思うわけなのですが、ややもするとここだけなのではないかと思うのですけれども、そういった部分で、今般の改修工事の前提としまして、仮眠室ですとか、感染防止対策ですとか、消防庁からの発出されている通知という根拠でございますけれども、具体的な工事の内容ですとか、改修の流れですとか、その辺いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） 具体的な工事の部分ということなのですが、まず計画としましては、令和5年度実施設計をさせていただきまして、そのほか各種調査業務ということで、アスベストとか、そういう部分の調査業務をさせていただいて、その結果に基づきながら、令和6年、令和7年、2か年にかけてまして、庁舎の改修工事を行うという考えでおります。

先ほどもお話ししましたとおり、仮眠室の改修や今まで使っている部分で老朽化しているという部分の補修とかを行いながら、さらには女性もこちらの庁舎に、今現在は勤務できる状況ではありませんので、それも含めた形で勤務できる体制を取るような形で改修をしたいと考えております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 分かりやすい答弁でございました。了解いたしました。

次に移らせてもらいます。

引き続き消防でございますけれども、備品購入費2億2,405万1,000円ほどでございます。私が以前、初めて広域の議員をやっておったときも、指令センター等々の予算がたしか計上されておったかと記憶してございまして、非常に大きなやはり関心が、私個人もあったところでございます。今般ちょっと見させていただきますと、AVM、車両運用端末装置本体更新、その他車載無線の更新や既存機器の処分代というものが盛り込まれているというふうな説明資料でございましたけれども、これはやっぱり私は、非常に皆さん方、圏域住民の命ですとか、消防の救急指令、いろんな大きなことにも関わりがある案件でございますから、非常にやっぱり重要な予算なのかなと考えているところでございます。

まずは、お聞きさせていただきたいのは、まずはこの指令センターと、あと無線というものの全体を更新するということの理解でよろしいですか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 議員おただしの件につきまして、お答え申し上げます。

まず、消防通信施設というのは、今、佐藤議員がおっしゃったとおり、消防通信を運営するための指令センター、これが消防本部庁舎にございます。それからあと、各消防署所には端末装置なるものがございます。これを総称して指令システムというような構築になっております。

それで、各消防隊との無線連絡につきましては、消防救急デジタル無線というところで無線システムがあります。ですから、大まかに指令システムと、それからデジタル無線システムと、この2つのつくりとなっております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） ちょっと私も各導入された自治体ですとか、事務組合のところの情報を調べてみたのです。やっぱりおおむね現場到着時間ということも、その根拠としてはあるということ、デジタル化や今現システムのほうに切り替わりますと、特に統合型の位置情報通知装置ということで、いろんな情報から今どこにいますかということも瞬時にして分かる装置なんかもついている、あるいは音声合成装置ということで、人の声がすぐに文字情報、いわゆる人の声が機械的に声として発出されるというものであったりですとか、あるいはGPSを活用しました出勤車両の運用管理装置ということも更新されている。なおかつ、指令伝達装置ということで、119番へ通報受付時にタッチペンで入力したメモを指令書と一緒に印刷して出勤者や車両に送信すると、こういったものも全て盛り込まれているものが一般的だということも情報として見させてもらいました。

また、本日、議会提案になってございますけれども、これに関する詳しい資料も、私はなかったものですから、今この場で確認をさせていただきたいと思うのですが、こういったものも盛り込まれている。もちろん、今まで、現場到着時間等々に過不足がないように、きちんと最善の方法で運行計画やこういったシステムを使ってきたということもございまして、そこに対する影響はないのかどうか、こういったシステムが盛り込まれているのかどうか、いかが

でしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） それでは、お答えいたします。

まず、議員の例示なされた機能につきましては、今回、更新整備事業の中にはほぼ含まれている機能でございます。例えば、先ほどの車両動態の端末装置、通称AVMと申しますけれども、このAVMにつきましては、指令センターの管制員が通報者から得た情報を、手書きパッドで記入して、それをAVM各出動車両の車載しているモニターにそのままダイレクトに映し出されるという機能を持っております。

さらに、このAVMに関しては、これまでは車載で固定された状態で使うしかなかったのですが、今後、更新されれば、これを取り外して現場に携行して、直接指令センターの管制員と災害情報の共有をしていくという機能を持ち合わせております。

さらには、GPS機能も現行のAVMには搭載されておりますが、これはやはり現場到着時間、それらの迅速な対応というところの観点からは、継続して搭載するものでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） なるほど。分かりやすい答弁でございました。

続きまして、確認をしたかったのですが、大崎市でも今後、日本語学校を推進するという報道が流れてございますけれども、多文化共生という観点もございます。市内のほうには外国人の方もいらっしゃる。その方から発信される119番通報というのもあると思われま。

そういった中で、外国語に関しましては、どの程度対応されているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

これについても、消防本部第三者通訳というところで、外国人様からの通報は、その言語によって、こちらから契約している通訳センターにそのまま転送して、第三者が介して、その母国語と、それから日本語翻訳というところで、災害情報の聴取をしまして対応しているという現状でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） さらに質疑なのですが、通訳センターというのは、瞬時に通訳をいただけるものなのでしょうか。緊急時とか救急時というのは、どのように対応されるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

これについては、365日24時間という対応を取っております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 了解しました。

続きまして、これもよく皆さん方から質問等々を私自身も受けるものがありますが、障害をお持ちの方々への対応なのです。いわゆる聴覚障害の方ですとか、あるいは音声通報が困難な方々もいらっしゃいます。こういった方々がこういったシステムを活用しまして、どのような対応されるのか、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

聴覚障害の方々につきましてはの通報対応につきましては、Net119というものを活用しております。これにつきましては、せんだっても新たに聴覚障害の方が申請、登録というところで、消防本部は対応しているところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 最後の質疑になりますが、テレドーム通信がございました。ちょっと議案と関連するかと思うのですが、やはり皆さん方、こういった情報等々をいただく、受け取るという意味合いでは、私も消防団員でございますけれども、やはり通報がある場合に団内でもらっているメールもあるのですが、やはり電話したほうが早いというのがございまして、すぐテレドームのほうに電話をするようにさせてもらってございます。

そうした中で、一番皆さんから来る御意見で多いのが、やはり電話ができない場所もあると。確認する際に、音声情報ではなくて文字情報として見たいと。つまり、ウェブ上でもそのページに行っていただければ、現在テレドームで流れている内容が、文字情報として見られれば、後からそこにアクセスすれば、すぐにどの場においても見れます。電話をするということとはなかなかできかねる場面場所等々も多くあるというお声をたまに頂戴するところであったわけなのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

おただしのテレドームにつきましては、NTTコミュニケーションズのほうで、7月頃にその運用が停止するという情報を持っております。それに代わる一般向けの消防団員の方、それから関係市町の方々にもアクセスできるような、テレドームに代わるダイアル案内というところを、業者を選定しながら今後対応していくというふうに考えておりますが、議員おただしの文字情報の反映というところは、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 大崎市の場合、ほかでもかも分かりませんが、なかなか難聴地区のところがございます、防災行政無線が鳴っても聞こえなかった、音が低かった、逆に近過ぎて聞こえないと、いろいろなことがあります。文字情報のページを皆さんブックマークなんか

をされまして、何かあった場合にはすぐそこを開いて見るという方も随分増えてきています。

テレドームも同じように、電話をして確認するというよりも、そこにアクセスをすればすぐに文字情報として分かるほうが、やはり間違いはないかと思うのです。電話で聞いたときに、周りがうるさかったりすると言っている内容が分からなかったりしますから、その辺もございますので、ぜひその辺も、できれば改善といいたいでしょうか、検討を前向きにやっていただければと思っておりますが、これに関しましては関連質疑になりますので、この程度で私の質疑に関しましてはやめたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

5番氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 質疑者も4番目になりましたので、かぶらないところで御質疑を申し上げていきたいと思っております。

まず、議案第9号でございます。

4の3の1、最終処分場整備事業について伺いますが、いよいよ次の最終処分場整備が始まるわけでありまして、令和5年度における事業内容について伺いたしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 最終処分場の整備事業、令和5年度一般会計予算に関する説明書の37ページの部分だと思います。

こちらにつきましては、新しい最終処分場の適地選定、またそういったものをする整備に係る予算を計上させていただいたものでございます。

内容といたしましては、616万7,000円が総額になるのですけれども、その内訳の主な部分といたしましては、最終処分場の適地選定業務の515万4,000円、これが主な部分になりまして、そのほか有識者会議構成員の報酬、それから交通費、それと住民説明会の費用、それから住民先進地視察のレクリエーション保険、それから先進地視察のバス借り上げ料、会場使用料、そういったもので、令和5年度分として616万7,000円を計上させていただいたという内容でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） これまでの最終処分場ですと、いわゆるオープン型で進めてきているわけでありまして。この議会としても、大仙市に視察したりしてきました。向こうは被覆型ということで、新しいスタイルの最終処分場であるということでございます。

今回、広域が今度取り組んでいく処分場、これについては方針はどのように決定していくのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 方針といいたいますか、現在、構成市町に、令和5年5月末まで候補地を出してくださいとお話をしております。そういった中で、今お話しした適地選定業務の中

で、コンサルが各市町ごとに10か所程度、任意に選びまして、その中に市町から出してもらった候補地を入れて適地選定業務を行う内容でございます。まだ、今のところ決まっている部分は、面積が3ヘクタール以上、それから方式としては被覆型でやるということだけが決まっているという内容でございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 管理者報告の内容にもありましたけれども、5月まで候補地をそれぞれの自治体から選定するという内容でございます。5月まで大丈夫なのか、5月まで決められるのかなという心配はあるわけです。というのはやはり、それぞれの自治体においてある程度の住民理解も得た中での候補地の選定でなければならないのかなとも思うのです。その辺、時間的に5月までというとなんか時間はないというようなことからすると、大まかにこの辺というような形の選定で、5月までその候補地を絞り出していくのか、その辺の考えが分からないのですけれども、どのような形になっていますか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 各市町には、令和4年度の早い段階から、その候補地を出してくださいというお話をしております。その候補地の推薦については、市町である程度、地権者なり住民の方の同意をいただいたものを候補地として出してくださいというお願いをしております。令和5年度は、令和5年度中に組合の計画といたしましては最終的な候補地までを決めたいと考えております。それで、スケジュール感といたしましては、令和6年度には用地取得の手続に入りたいと思っておりますのでございまして、何とか令和5年度中に最終スクリーニングまで終えて最終候補地を決めたいと考えております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） もう1点なのですが、いわゆるクローズ型とオープン型のどちらの方式を取るかによっても、またいわゆる候補地の選定にかなり影響が出るのではないかと思います。例えば被覆型だと割とコンパクトな形でできますし、やはりオープン型というとなんか、三本木に大日向がありますけれども、やはりある程度の面積というか、そういうようなものもあって、候補地を選定するのにどちらを選ぶかによって、やはり影響があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 今回の新最終処分場の建設に当たりましては、クローズド型といえますか、被覆型、屋根がかかっているのは必ず造りますと、オープン型はもう造りませんので、その部分だけは決まっているということです。

ただ、決まっていないのが放流方式とかですかね。そういうのは、候補地として出てきたところの様々な条件を見ながら検討していければと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 分かりました。この後、一般質問で質問される方もいらっしゃいますので、では次に参りたいと思います。

工事請負費でございますけれども、5,390万円です。処分場工事費、この内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） 一般廃棄物最終処分場工事費5,390万円の内容についてお答えさせていただきます。

この工事につきましては、リサイクルセンターから発生いたします破碎残渣物を埋め立てている大崎広域一般廃棄物最終処分場の工事となります。

工事の内容につきましては、劣化が見られてきた遮水シートと遮光マットを悪くなる前に張り替える工事ということでございまして、また併せましてガス抜き管の取付けを行うというような内容となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 分かりました。

それでは次ですが、12節の委託料、西地区熱回収施設整備施工監理等業務、これは西地区熱回収施設、今年最終年度ということで理解しておりまして、ただ次も施工監理業務委託料というのがあったので、これは両方に2つあるのですけれども、どのような内容でしょうか。お願いします。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） まず、西地区のほうは、今、議員おっしゃいましたとおり、熱回収施設の5年目の最終年度の施工監理の部分でございます。

次の施工監理業務委託料というのは、令和5年度から行う東部クリーンセンターの長寿命化整備事業の施工監理の部分になります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 分かりました。下の分が東部クリーンセンターですね。そういうふうを書いてもらうと分かるのですけれども、それで了解しました。

では、次に移ります。

農林業系廃棄物焼却処分業務5,657万7,000円であります。

これまで順調に広域で焼却処理をしてきているわけでありまして。これまで、大崎市、涌谷町、美里町、それぞれの予定量に応じて令和4年度においても予定どおり焼却業務が行われているようであります。

令和5年度における焼却量、これについてどれぐらい予定しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） 令和5年度に予定しております農林業系汚染廃棄物の各自治体の焼却処分量でございますが、大崎市については332.67トン、涌谷町に関しましては45トン、美里町については28.6トンの計406.27トンを予定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 当初から7年計画で焼却ということで進められておりますが、それに現在のところ変更はないでしょうか。

○議長（関 武徳君） 坂本施設管理課長。

○施設管理課長（坂本 徹君） 7年間の計画に関しましては、今のところ変更はございません。令和5年度から4年間、令和8年度で完了する計画でございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） ぜひ農家の方々も、この焼却に関しては早く処理をしてくれというような状況がございます。各自治体から広域にバトンタッチするわけでありませけれども、私も毎日、ここに来るときは化女沼を通ってくるのですが、あそこにも廃棄物が山のように積まれていて、ようやく半分ぐらいになったかなというような感じで見ております。

やっぱりああいうのを見ますと、震災後の復旧がなかなか終わらないなというような暗い気持ちになります。ああいうところを見ると、そういうような気持ちになりますので、やはり一日も早い処理をやっていただくように、広域のほうでもよろしくお伺いしたいと思います。

それでは次に、消防施設費でありますけれども、これについては前段お話がありました。消防車、恐らく遠田消防署へのタンク車、それから救急車両については三本木出張所ですか。この耐用年数、それぞれどれぐらいの耐用年数で更新されているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） では、お答えいたします。

今回整備しようとする消防ポンプ自動車の耐用年数につきましては、20年ということで定めておりますし、救急車につきましては10年、もしくは総走行距離を20万キロメートルとして定めております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 今回の救急車については、年数のほうでなったのか、あるいはキロ数でな

ったのか、どちらですか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 現在走行しております三本木救急車につきましては、配備から経過年数が13年たっておりますので、3年延長しておりますので、10年は経過しているということで判断しております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 消防署員の皆さんが丁寧に使っていただいたということで、3年間の延長になったようでございます。引き続き、ただ安全・安心な運行をお願いしたいと思います。

次に生涯学習事業についてですが、前年度より予算が減額になったというふうに思っております。それで、コロナも一応、落ち着きをされてきたということで、学校関係も今非常に、卒業式であったり、入学式であったり、来賓を呼ぶような状況にもなっております。

生涯学習においても、これからやはり利用者が増えるのではないかという思いの中で、予算の減額になったということであります。この理由についてお伺いしておきたいと思っております。

○議長（関 武徳君） 遊佐教育次長兼総務課長。

○教育次長兼総務課長（遊佐 徹君） お答えいたします。

今、議員からおたがしあったのは、生涯学習振興費の減額でございまして、114万2,000円ほど、令和4年度に比べますと減額しているということの要因、それをまずはお答えいたします。

生涯学習振興費につきましては、プラネタリウム館や多目的ホールなどの施設の維持管理に関する経費と、それからプラネタリウム事業、生涯学習推進事業、それから最後に視聴覚事業、この3つの事業のソフトに関わる部分、自主事業に係る経費と2つに分かれるわけですが。今回減額になっているのは、前者の施設の維持管理に関わる経費の中で、施設の維持に関わる業務委託の件数が減ったことによる減額でございまして、自主事業に係る費用につきましては、これはコロナ禍の前から同じような水準で頂いている予算とほぼ同額でございまして、事業に支障が出るということはありません。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 分かりました。自主事業関係は従来どおりということで、安心しました。

これからも、コロナに留意しながら、ぜひその事業の推進に頑張ってくださいと思います。私からは以上です。

○議長（関 武徳君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第9号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算に対して、反対の立場で討論させていただきます。

令和5年度当初予算案、総額111億3,269万4,000円のうち、農林業系廃棄物焼却処理事業費8,997万8,000円に対し反対であり、それ以外はもろ手を挙げて賛成であります。

理由の1つは、土壌サンプル測定結果、大崎市測定値によりますと、焼却実施2018年9月からと、実施後2022年7月から8月との比較を見ますと、基準値以内であっても、採取場所49か所中、測定値が22か所で増加していること。

理由の2つには、大崎地域広域行政事務組合に対する住民監査請求から住民訴訟に進み、今年中に仙台地裁の判断が下るのではないかと思います。それまでの間、焼却をストップすべきと私は思います。

住民の願いに応えるために、隔離保管で住民の心配をなくすこと。放射能汚染廃棄物を焼却することは絶対に許せません。

よって、議案第9号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算に対し、反対討論を終わらせていただきます。

議員皆様方の御賛同を心からお願い申し上げ、討論とさせていただきます。

○議長（関 武徳君） ただいま、原案に反対する3番鎌内つぎ子議員からの討論がございました。次に、原案に賛成する立場での議員の発言を許します。

5番氏家善男議員。

○5番（氏家善男君） 議案第9号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

未曾有の大震災、東日本大震災が発生して以来、12年が経過いたしました。いまだに大津波の被害を受けた沿岸部を中心に復旧工事が進められ、福島県においては、東電の原発事故による放射能汚染による帰還困難区域の解消に向けた努力が続けられております。また、原発周辺地域から発生する汚染水の処理について、また新たな課題も出てきてございます。

一方、大崎圏域においては、原発事故の影響による放射能汚染牧草や稲わら、ほだ木の処理等、この処理が求められております。保管している農家からは、一日も早い処理が望まれてございます。

鎌内議員からは、今、裁判の係争中を理由に、焼却に反対というような内容の討論がございました。

国における400ベクレルから8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物については、国における農林業系廃棄物の処理加速化事業で一般廃棄物とし、各処理施設においてモニタリングの設置や各種安全基準を遵守しながら、放射性物質汚染対処特別措置法にのっとり、安全に

市町村が責任を持って処理を行うこととしており、仙台や石巻、利府圏域では、既に処理を終えているところでございます。

本組合でも、平成30年10月から試験焼却に入り、令和4年度末で1,451.49トンの処理を終えているところであります。令和5年度においても、406.7トンの焼却処理を計画しており、計画量3,590トンの処理が、各種基準値厳守の上で安全安心の上に計画的に処理することが、大崎圏域の震災からの真の復旧復興がなされるものと確信しているものであります。

令和5年度、農林業系廃棄物処理に関しては、当広域議会では、令和2年9月28日に農林業系廃棄物に関する請願が4件ございました。議会でもそれを受理し、同年11月30日の組合議会臨時会において、全て不採択としてございます。

このような関係からしても、よって議案第9号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算を原案どおり賛成の討論といたします。

御賛同をよろしくお願い申し上げます、討論といたします。

○議長（関 武徳君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） なしのようにあります。これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関 武徳君） 御着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第9号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

「日程第10 議案第10号から議案第12号までの3か件一括」

○議長（関 武徳君） 日程第10 議案第10号から議案第12号までの3か件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第10号から議案第12号まで一括して御説明申し上げます。

議案書の45ページ及び条例等の一部改正に関する資料の35ページをお開き願います。

議案第10号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第11号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務

災害補償等審査会共同設置規約の変更について、議案第12号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、いずれも本組合が関係する一部事務組合及び共同で設置する機関の規約を変更するものであり、地方自治法に基づき、関係地方公共団体の議決を経るものであります。

変更理由は、構成団体のうち、白石市外二町組合が、令和5年3月31日限りで解散することに伴い、規約を変更するものであります。

以上、議案第10号から議案第12号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第10号から同第12号までの3かを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第11号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について、議案第12号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

例」

○議長（関 武徳君） 日程第11 議案第13号大崎地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提出者から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員長2番佐藤弘樹議員，御登壇願います。

○議会運営委員長（佐藤弘樹君） それでは，議案第13号大崎地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について御説明申し上げます。

個人情報保護制度の全国的な共通ルールを規定するため，令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され，令和5年4月1日から施行されることとなっております。

この法改正によりまして，執行機関は，改正後の個人情報保護法が直接適用されることとなりますが，地方議会については，国会や裁判所同様に法の適用対象外とされております。

このことから，議会が保有する個人情報の開示，訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするため，議会における個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定め，個人の権利，利益を保護することを目的に，本条例を制定するものでございます。

以上，議案第13号について御説明申し上げましたが，議員皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます，提案理由の説明といたします。

○議長（関 武徳君） 提出者は，こちらの席へ待機願います。

これから質疑に入りますが，ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第13号大崎地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例について，質疑をさせていただきます。

まず初めに，一部事務組合でもこのような条例を制定する必要があるのでしょうか，お伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○議会運営委員長（佐藤弘樹君） 一部事務組合でも条例を制定しなければならないのかという質疑でございましたけれども，この一部事務組合を含めました全ての地方公共団体が，今般の改正個人情報保護法の施行によりまして条例制定が必要となっております。

議会は，先ほど説明申し上げましたとおり，この法律の法の適用対象外となつてはございますが，この条例を制定しないと，議会におきましての個人情報が保護されないこととなりますので，執行部と議会とで，それぞれ個人情報の取扱いに差が生じないように，条例制定が必要であると考えまして，今般の条例提案とさせていただきますので，御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 分かりました。

次に、この条例案では、議員は個人情報保護に関して何らかの責務があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹委員長。

○議会運営委員長（佐藤弘樹君） それでは、お答え申し上げます。

個人情報の質疑でございました。大崎広域組合議会が保有いたしてございます個人情報では、傍聴人の受付票、あとは請願や陳情の署名簿、退職議員の経歴や事務局職員の人事情報などが、こちらのほうの規定に該当すると考えてございます。

ただし、このうち署名簿はないというふうなことでございますが、個人情報はただいま報告申し上げました内容に合致すると考えられます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 了解いたしました。

最後に、条例で取り扱う個人情報はどのようなものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 今の答弁で網羅されておると思うのでありますが。（「そのほかにないのか」の声あり）確認ですか。

では、佐藤弘樹委員長、もう一回お願いします。

○議会運営委員長（佐藤弘樹君） お答え申し上げます。

まず、個人情報の件ですが、先ほど報告させていただきましたけれども、組合議会が現在保有してございます個人情報のうち、今般のこの上程の中で規定させていただく想定として考えてございますのが、傍聴人受付票、そして請願と陳情の署名簿、退職議員の経歴や事務局職員の人事情報などをこちらのほうの中だと考えてございます。

また、この取組に関しましては、鎌内議員が在籍してございます大崎市議会も含めまして、色麻町、そして涌谷町、美里町も含めまして、3月議会へ上程し、可決されている案件となっております。各基礎自治体の各地方議会におきましても、それぞれこの個人情報保護法の改正案と整合性を図るように全て条例制定をいたしておるという部分でございますので、今回1市4町で構成されてございますこの広域行政事務組合の議会におきましても、同様の個人情報保護法改正に当たりましての今般の条例案を上程させていただきまして、皆様方の重ねて御理解を賜りまして、議決をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 分かりやすく説明していただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど、個人情報はどうのどのようなものがあるかということで、前の段階で説明は受けたのですが、考えてみたら責務についてはどうだったのかということが、ちょっと語られなかったもので、そこだけ最後に伺いたしまして、終わりにしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹委員長。

○議会運営委員長（佐藤弘樹君） 大変失礼いたしました。先ほどの私の報告では、ちょっと話が半分でございまして、責務という分でございました。

この条例では、議員個人ではなくて、まずは議会としての責務を規定してございます。

ただし、議会の構成員である議員も、個人情報取扱ルールを遵守する責務があると考えておりますし、なおかつそれぞれの議会のほうで、議会基本条例等々がございます。いわゆる議員としての規範、モラル、そういったことに関しましては、こちらのほうを遵守する立場にいらっしゃるということをお願い申し上げ、重ねての御理解のほどお願い申し上げ、私の答弁とさせていただきます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） ありがとうございます。

これで終わります。

○議長（関 武徳君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

提出者は自席にお戻りいただきます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号大崎地域広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第12 一般質問」

○議長（関 武徳君） 日程第12 一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

新最終処分場の整備事業についてお伺いいたします。

まずは、形式については、被覆型（クローズドシステム）の処分場建設を目指す令和5年度一般会計予算に関する説明書補足資料にありますが、循環式、無放流システムで行うということは、先ほど氏家議員のところでは、そこはまだ決まっていないということですが、候補地の地元の住民の要望で、そこはそういう放流は判断するのでしょうか、お伺いいたします。

次に、令和5年5月末までに市町より1か所、候補地が推薦されますが、最優先順位はどのように決めていくのでしょうか、お伺いいたします。

次に、住民の理解を得るための安全確保と埋立て終了後の跡地有効活用及び地域振興策はどのように検討されているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、市町の候補地5か所が決まらなかった場合の対応についてお伺いいたします。

最後に、将来の最終処分場の整備についてお伺いいたしまして、一般質問とさせていただきます。

○議長（関 武徳君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 鎌内つぎ子議員から、新最終処分場の整備事業について御質問賜りました。

初めに、新最終処分場の整備の型式は被覆型（クローズドシステム）の処分場建設についてですが、過去の議員全員協議会、あるいはこの議会でも御説明申し上げましたように、新最終処分場の形式は、埋立地を屋根で覆う被覆型を採用し、周辺環境への負荷軽減を重視した計画であります。被覆型は天候に左右されず、徹底した埋立物の管理が可能で、人工的に散水することにより、浸出水の処理量が少なくなるなど、維持管理費の削減にもつながる計画であります。

なお、放流方法については、建設候補地の周辺状況を加味しながら決定してまいります。

令和5年5月末までに市町より1か所候補地推薦されるが、優先順位はどのように決めていくのかのお尋ねでございますが、構成市町から推薦をいただいた候補地につきましては、客観的視点を重視するため、コンサルタント会社により、評価項目、評価方法、評価基準を定めます。さらに、現地踏査を行い、土地利用状況や周辺の状況を確認し、施工性及び経済性を加えた総合的な評価により、最終候補地を決定することとしております。

住民の理解を得るための安全確保と埋立て終了後の跡地有効活用及び地域振興策についてですが、被覆型を採用することで、オープン型と比較し、周辺に対する廃棄物の飛散や騒音、臭気を抑制することができ、生活環境への影響を大幅に軽減することで、住民の安全確保を図ってまいります。

また、埋立て終了後の跡地有効活用につきましては、埋立地の構造上、くいや基礎を用いた建築物は建てられませんが、今回は被覆型の屋根を利用した運動場やテニスコートなどが考えられます。最終候補地が決定した後、立地自治体と共に周辺住民の御意見を伺いながら、跡地利用計画及び地域振興についても検討してまいります。

次に市町の候補地5か所が決まらなかった場合についてですが、構成市町からは、本年5月末まで、それぞれ1か所以上の候補地推薦があるものと考えており、万が一候補地が決まらずに令和12年4月までに新最終処分場の建設が間に合わない場合は、焼却灰の処分を外部に委託することとなり、多額の処分費用を負担することになります。将来の最終処分場の整備についてですが、今回の適地選定業務では構成市町からそれぞれ1か所、全部で5か所の候補地が選定され、その中から建設予定地を決定していきたいと思っております。

今回選定されなかった自治体については、輪番制という形でお示ししておりますが、1つの施設を15年として考えますと75年先までとなります。将来の整備時期については、土地の利用状況も変化していることも考えられます。そのため、輪番制とは、まず、今回建設用地となった市町が、次回以降の候補地選定から外れるいち抜け方式と考えております。

最終処分場の建設用地選定に当たっては、過去の建設立地に関しては一度リセットすると考えていきたいと思っております。

そのような考え方の中で、構成市町地域住民と共存できる施設整備に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） ありがとうございます。

それでは、続けて質問をさせていただきます。

クローズドシステム型では、了解をしました。ずっとそういう説明は受けてきましたけれども、放流するかしないかが、やっぱり決め手なのです。

大仙市へ令和4年10月27日に視察に行っていました。それで、やっぱり地元の要望で、最終的には決まらなかったみたいなのです。せっぱ詰まったところで、何を担保にしたかといったら、放流しないということで決まったみたいなので、そこら辺はこの1市4町の広域の中では、地元の要望どうのこうのというよりも、放流しないと最初から決めたほうが、手を挙げるところが出てくるのではないかと思いますので、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 最終処分場で処理した水の放流方法についてでございますけれども、一般的に河川放流、それから下水道放流、下水道は那須塩原市がその方式を採用しております、それから今おっしゃられている無放流、完全クローズド、そういったものがあります。それぞれ、メリット、デメリットがあります。

その中でも無放流を考えた場合、確かに放流しなければ周辺住民の安心感につながる部分が

ございますけれども、組合として課題として捉えている部分が、処理水の中で完全クローズドだと処理水をまた埋立地に戻して循環させるシステムなのですけれども、その中で塩、いわゆるソルトですね。それが濃縮されてしまって、その塩の処分費で費用負担が増えることになるのではないかとというふうに懸念しております。

この塩の発生量について、ではどれぐらい出るのかといいますと、全国都市清掃会議というところの試算によりますと、住民1人当たり年間約1.3キログラム発生すると言われておりますので、大崎圏域の人口を簡単に20万人といたしますと、新しい最終処分場で年間発生する塩の量は約260トンと試算されるのではないかと考えております。

その260トンは、産業廃棄物として処分するしかないで、その処分費が大幅な負担増になるのではないかと、それをデメリットとして捉えております。

したがって、最初から無放流ということで決め打ちするのではなくて、市町から5月末に出される候補地の周辺状況、そういったものも考えながら、その近くに放流可能な河川、それから下水道、そういったものを検討しながら、放流にするのか、無放流にするのか、地域の方の意見も当然取り入れながら、あと自治体と協議しながら決めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 私たちも視察に行って、あの山の中でそういうことやってくれという地域の要望ですよ。あの山の中で跡地なんかどうするのだと、誰も来ないよねと。あそこの周辺は、大仙市ではたったの14世帯。高齢者、誰も要望なんか出されないですよ。テニスコート、フットサルとか、いろいろ提案したみたいだけれども、誰も出さないと思うのですよ。いまだに未定であります。

そういう点では、私はそういうことであつたら、地域のそういうだんだん延びていくことが懸念されるので、ですから無放流システムでやっていただきたいと思うのですけれども。

あと、産業廃棄物等処分費は、人口20万人で260トンということで、処分費はどれぐらいと見ていらっしゃるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） その塩の処分費についてでございますけれども、それは今のところまだちょっと把握してございません。まだ想像の話でございますので、今後ちょっと検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 分かりました。まずは、やはりそういうことも考えて、対比して、地域の住民の声も聞きながら考えていくということでありましてけれども、なるたけはお金をかけないでということは重々理解はしますけれども、決まらなかつたら大変だなという思いで聞きま

した。

次に、令和5年5月末までに、市町より1か所候補地推薦をされますが、1か所でも出てこない場合は、延ばすのか。延ばさないと公平性に欠けますので、どのように進めていくのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 今回、候補地が1か所でも出なかった場合ということになりますけれども、そういった場合は候補地が出そろわないということなので、仮定の話になります。ちょっと処分場が間に合わないの、外部に資源化として搬出するのも一つのやり方。そのほかに、近隣の一部事務組合のほうでは、ごみの焼却はその組合が行って、灰の処分は自治体で行っている例もございますけれども、なるべくそういった事例も含めて、圏域住民の負担増にならないように、令和12年4月、最終処分場の供用開始に向けて整備を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうですね。外部というよりも、公平性もいろいろありますのできちんとやっぱり決めたとおりに5か所上がってくるように努力していただきたいと思います。

それと、今までの最終処分場の自治体はどこなのでしょう。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 今までの組合の処分場の設置ということですよ。処分場は、埋立て終了も含めて7つございまして、全て今のところ大崎市にあるということでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今回の候補地で優先順位を決めるときに、こういう7つの大崎市なのですけれども、配慮されるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 最終処分場の建設候補地で、今まであった自治体が、今までの実績も含めてそういった部分が配慮されるのかということだと思っておりますけれども、今回につきましては、過去の組合施設の立地に関して一度リセットさせていただきたいと考えてございます。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、大崎市に最終処分場が7つもありますので、確かに不公平感、そういったものが拭えない部分もあります。どの程度の重みづけをするかは別といたしまして、処分場の最終評価項目、いわゆる市町からそれぞれ最終的に5つの候補地が出てきますけれども、その中から今度は自治体間で、5分の1なり、5分の2を選ぶわけでございます。その段階で組合施設の設置の有無の項目を加えることを検討させていただいております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 検討しているということによろしいでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 組合でその辺のところ、既に検討段階に入っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 了解しました。

次に、埋立て終了後の跡地有効利用について、大仙市に行ったときに、里山のほうでいっぱいいいところあるのに、何だって山の奥に造ったのだらうねという話をしてきたのですけれども、やっぱりそういうところも考慮をするということによろしいでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 今回、被覆型ということなので、特に候補地として出してくださいとお願いしているのは、山の中とか、まちの中とか、そういったことではないです。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうであれば、跡地利用なんかも考えるときには、最高だね。まちの中でもいいわけですよ。なぜかという、大仙市も、テニスコート、フットサルとか、提案したのだそうです。14世帯で周りは高齢者。山の側は誰も来ないということで、未定です。本当に視察に行ってよかったと思ったのね。行った議員は大体そういうふうに思いましたので、そこら辺では、先ほど言われたように陸上競技場とテニスコート、提案はいいのです。場所を見て、やっぱりそういう場所を考えれば、跡地のことも考えてやってもらったほうがいいと思います。

それから、地元の対策費ということで、やっぱりあその経緯は、大仙市も反対されて、最後の最後に話を詰めて、やっと了とされたのは、やっぱり先ほど放流しないということ、地域振興費なのね。環境衛生対策費としては20万円を地元自治体、14世帯にだよ。それと、農業用水整備事業補助金として50万円を交付するとかとなっているのです。地域振興費として桜ノ目の公園にお金を出しているのは大崎市で広域の負担ではないです。今後、1市4町で分担して輪番とかでやっていくと、町で地域振興費となると本当に大変だなという感じも受けているのです。状況はどうなるか分からないのですけれども、地域の要望なんか出ますので、そういう配慮もしなくては駄目なので、今後そこら辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 最終処分場設置地域への地域振興という内容だと思います。お答えいたします。

廃掃法第9条の4に基づきまして地域振興は行います。内容や金額、建設用地、そういったものが決まりましたら、その地域の住民の方、それから立地自治体と協議して、住民や自治体の要望を反映できるように進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 次に、先ほど市町への候補地5か所が決まらなかった場合については外部委託ということでありますけれども、外部委託となると、どれぐらいの予算を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 担当課のほうで試算したところ、まだ未確定なのですが、15年間の比較になりますけれども、新しい最終処分場を建設したのと資源化として外部に出した場合、十数億円、外部に委託するほうが多くなるという試算をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうしますと、やはり5か所のうちで1か所を決めていく努力をしているただかないと駄目だと思いますので、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 何とか今年の5月まで、各市町に出していただきまして、その中から5分の1、もしくは5分の2を決めさせていただいて、令和6年度からの用地取得に向けて取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 最後に、将来の最終処分場の整備についてであります。先ほど輪番式ということになりますと、15年過ぎて75年といたら人口がどうなるのかなとか、全部1つになるかもしれないですし、心配しているのですけれども、そこら辺も考えていらっしゃる輪番制と言っているのですか。

○議長（関 武徳君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 先ほどから課長が答弁しておりますが、私からも一言お話しさせていただきたいと思っております。

この問題は、非常に重要な問題でございまして、斎場問題も、これはA B C Dのお話があって、Dに決着をした、そういったことがないように、事前に皆さんに、まずは首長さん方に視察をしていただきました。そして、次は議員さんということで、やはりまずはいいところを見て、こういうものであれば皆さんがぜひ誘致に取り組もうと、そういった環境をつくってから、今回の輪番制に持ち込みましたので、ですからそういったことはないというように確信しておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 了解いたしました。

終わります。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 4番横山悦子でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず初め、ドクターヘリについてであります。

医師や看護師を乗せて空を飛び、傷病者のもとへ急行するドクターヘリ。ドクターヘリは、消防機関などの要請を受け、数分以内に基地病院を離陸し、救急現場に向かいます。交通渋滞など道路事情に左右されないため、陸路に比べて運送時間を大幅に短縮でき、搬送中の治療も可能であります。

心肺停止などの重症患者を救うには、1分1秒でも早い治療開始が欠かせません。

宮城県では、平成28年10月28日から運用開始されました。大崎広域の救急隊員の皆様方には、日々一刻を争う重症患者様の命を救っていただき、本当に感謝の思いであります。

私たちが、県公明党議員全員で運航開始の4日前の10月24日、仙台医療圏でドクターヘリの公開並びに研修も特別に受けることができました。

改めて、ドクターヘリの大崎地域運航状況についてお聞きいたします。

次に、どんなとき、またどういう患者さんのときに消防署指令センターからドクターヘリの運航を依頼するのか。患者様宅や事故現場等から救急車の要請があり、救急車で現場に向かいますが、そのときにそのまま医療機関に患者様を搬送するときと、ドクターヘリを要請するときの違いはどこにあるのでしょうか、お尋ねいたします。

次に、ドクターヘリで傷病者が大崎市民病院に、最近の3月15日、16日に搬送されました。運ばれる病院と患者様の救命率についてお聞きいたします。

次に、ドクターヘリが運航開始されてから6年5か月経過いたしました。地域の様々な状況から、ランデブーポイントの40か所の見直しはあるのでありましょうか。もしあるとするならば、その代替の土地の状況はいかがでありましょうか、御所見をお伺いいたします。

次に、救急車についてであります。救急車の大崎地域出動件数と状況について、新型コロナウイルスの感染力が拡大し4年目となりますが、宮城県では昨年の11月頃から感染者もさらに増加し、伊藤管理者もお話しされましたが、宮城県独自のみやぎ医療ひっ迫宣言が出されました。医療現場の医師、看護師の皆さんも、本当に3年間大変な思いでありました。治療に当たっていただき、感謝感謝であります。

市民の皆様にとっては、感染者が増加する中、コロナ感染に敏感になりました。高齢に加え、さらに基礎疾患を持っていると、自分の変調にかなり敏感になり、救急車を呼ぶ人も多かったと思います。私も1日に何台も救急車と道路で出会いましたが、救急車の大崎地域出動件数と

状況についての御所見をお伺いいたします。

次に、令和4年は救急車の出動件数が過去最高となったようですが、お昼時間は十分取れるのでありましょうか。隊員のトイレに行く時間はどのなのでしょう。有給は申請すればもらえるのでしょうか。救急隊員の健康が心配であります。

少しコロナ感染も減少しつつありますが、救急隊員の増員、救急車の増車の考えについてお聞きいたします。

次に、ドクターカーについてであります。

ドクターカーの必要性和導入の考えについて、御所見をお伺いいたします。

ドクターカーとは、医師らに乗せて救急現場に駆けつけるのがドクターカーであります。ドクターヘリと比べ、天候や着陸場所の影響を受けにくい長所があります。全国に257台、これは19年度調べですが、医療機関や消防機関が運用しております。仙台市にもドクターカーがございます。

大崎広域でのドクターカーの必要性和導入の考えについての御所見をお伺いいたします。

これで1回目の質問とさせていただきます。

○議長（関 武徳君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 横山悦子議員から、大綱3点御質問を賜りました。順次お答えしてまいります。

初めに、大綱1点目のドクターヘリについてでございますが、ドクターヘリの大崎地域の運航状況でございますが、令和4年中は56件の要請、そのうち現場活動が45件、現場の救急隊員の判断などによるキャンセルが11件となっております。

どのようなときに通信指令センターからドクターヘリの運航を依頼するののかにつきましては、ドクターヘリは119番の受付時や救急隊が現場到着時に緊急に治療を行う必要があると判断した場合に要請いたします。例えば、脳卒中や心臓発作、交通事故やけがによる大量出血などがこれに当たります。

次に、ドクターヘリで搬送される病院と救命率についてですが、大崎地域で事案が発生した場合の搬送先は大崎市民病院救命救急センターが第1選択となりますが、搬送患者の容体などにより、ドクターヘリの基地病院である仙台医療センターまたは東北大学病院に搬送する場合があります。

また、救命率は、救急車で搬送した場合と比較し30%程度向上すると言われております。

次に、平成28年に宮城県で運航開始してからのランデブーポイントの見直しについてですが、運航開始当時のランデブーポイントは21か所となっておりますが、現在は40か所に増設され、逐次、使用可能であるか現況を調査し、常にドクターヘリが安全に着陸できるよう配慮し、対応しております。

今後も、ランデブーポイントの増設も含め、ドクターヘリを有効に活用し、医療機関と連携

を図りながら、さらなる救命率の向上に努めてまいります。

次に、大綱2点目、救急車についてのお尋ねでございますが、大崎地域の救急出動件数と状況については、令和2年中は8,422件、令和3年中は9,128件、令和4年中は9,921件と、大崎圏域人口の減少傾向に対し、救急出動件数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり増加しており、特に令和4年中の救急出動件数は過去最多の件数となっております。

次に、職員の増員と救急車の増車の考え方についてでございますが、大崎地域では救急出動件数の増加とともに、救急搬送困難事案の発生も高い水準となり、これまで以上に救急需要への対策や救急隊員の適正な労務管理が求められているところであります。

このことを受け、大崎消防本部では、令和5年4月から、救急需要が増加する日中のみ活動する救急隊、本部機動救急隊を増設し、試行運転する予定であります。効果としましては、現場到着時間の短縮、救急隊員の労務軽減が見込まれております。

今後も、救急隊員が安全な労務環境の下、圏域住民からの救急要請に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、大綱3点目のドクターカーの必要性和導入の考え方についてですが、ドクターカーについては、医療機関が主体となり、設置運用している状況であり、消防本部単独での実施は困難であると考えております。

宮城県内でドクターカーを運用している医療機関は、仙台市立病院と石巻赤十字病院でございます。各医療機関が中心となって運用されております。

ドクターカーは、医師が救急現場に急行することで、より早い治療が開始されるのが利点ですが、広大な面積を抱える大崎地域におきましては、ドクターヘリを要請した場合のほうが、医師が患者に接触するまでの時間が早いことも考えられますので、大崎消防本部といたしましては、今後もドクターヘリを有効に活用し、緊急の治療を要する患者に対応していきたいと考えております。

今後におきましても、適正な救急業務の遂行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 答弁いただきましてありがとうございます。

ドクターヘリについては、乗った患者様、また御家族からお聞きしますと、本当に命を救ってもらってありがたかったですという、そういう感謝の言葉しか私もお聞きはしません。ドクターヘリは、56件のうち11件がキャンセルとなっております。夜間はできませんし、天候も雪とか雨とか、何かそういうときはできないわけですが、このキャンセル内容についてお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） では、お答えいたします。

ドクターヘリのキャンセル件数、その内容につきましては、まず2つのパターンがございます。

1つは、通報段階で要請基準に合致し、そしてドクターヘリを要請しますが、その時点で不要になった、要は患者の状態がドクターヘリの要請基準に合致しなくて軽症であったというパターンがあります。もう1つは、現場の救急隊が到着して実際に患者様と接触し各バイタルチェック等をした状況で、それでドクターヘリが不要で緊急の必要がない、むしろ救急車で搬送したほうがよいといった判断でキャンセルといったパターン、これが主なキャンセル理由となっております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） キャンセルの理由もしっかりと、不要となった1件、またバイタルチェックを行った上でのキャンセルということで、しっかりその辺のところをお聞きいたしました。

この現場活動で45件ということで、かなり前に調べましたら、鳴子、それから岩出山、田尻関係がちょっと多かったように私も記憶しています。そういった中で、どの辺の地域の方が一番多いのでしょうか、お聞きします。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

議員おただしの令和4年の要請地域の内訳ですが、数字の羅列で恐縮ですが、申し上げます。

まず、大崎市にありましては、鹿島台地域で11件、これが現場活動ありです。それから、岩出山地域で2件、これも現場活動ありの件数です。鳴子地域では14件の現場活動を行いまして、田尻地域では1件となっております。色麻地域では1件の現場活動がありました。加美町では、小野田地域で5件、宮崎で3件、涌谷町では6件、美里町では南郷地区において2件の現場活動の実績があります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 大変詳しく説明いただきました。

一番多いのが鳴子で14件、次に涌谷町も6件が多いですね。それから、小野田5件、鹿島台は11件ですね。鹿島台が多いというのはちょっと意外だと私も思ったのですけれども、やはり診療科目的には脳神経とか、心肺停止とか、そういった形だと思えるのですけれども、そういった形で搬送されたのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） では、お答えいたします。

ドクターヘリの要請件数で56件という計上がありましたけれども、この中で、まず診療科目別で実際に受診された方の科目は、外科系で9件、循環器系で2件、内科系で14件、脳神経系で5件という搬送実績があります。

また、これらの患者様の搬送先、収容病院につきましては、大崎市民病院が22件、管外の搬送ということで、石巻赤十字病院、それから東北大学病院、それから仙台医療センターということで、これら合わせて8件、トータル30件となっております。

要請件数の56件に対しまして、ヘリの搬送が30件ということで、そのうち先ほど申し上げた救急搬送、いわゆるヘリではなく救急搬送が適しているというのが15件ありました。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 大変ありがとうございます。

それから、ドクターヘリの救命率ですけれども、厚生労働科学研究によりますと、地上での救急搬送に比べて救命率が3割以上向上していると。社会復帰できる人の割合は約1.5倍に上がっているという、そういうのが顕著に現れているところでございます。

大崎でも約3割ぐらいですか、救命率がアップされたということでございます。時間もあれですので、ランデブーポイントについてお聞きしますけれども、平成28年度中は21か所、現在は40か所ということで、この40か所の中で今使えないところは何か所ありますか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 40か所中のランデブーポイントのうち、現在使用できないポイントは2か所ございます。その2か所の内訳でございますが、使用不能の箇所は漆沢体育館の空地となっておりますし、もう1か所は王城寺生活センターグラウンド、これが該当しております。

この使用不能の件に関しましては、現在、ダム建設の資材置場だったり、河川工事用の盛土をそこに備蓄しているという現状でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 今2か所が資材置場になって使えないということで、これは各市町で探すのか、それともこの消防本部で探すのか。大崎市では大崎市で多分提出したと思うのだけれども、このように2か所に使えない状況は、これはどこで探すようになっているのですか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

適地候補選定につきましては、基本的には消防本部で行っております。

それで、その適地となった場合に関して、その土地の所有者、管理者もしくは占有者に対して、今度はランデブーポイントの使用についてということで承諾の調整を踏まえながら、そしてランデブーポイントの登録というふうに進めております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ここのところは、漆沢体育館と王城寺とありますけれども、以前にここか

らドクターヘリが飛んで利用された経緯はありますか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。今現在持ち合わせるデータの中では、使用実績はないと思っておりますが、そのデータを精査はしておりませんので、御容赦願いたいと思います。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ランデブーポイントを今2か所使用していないわけですが、これから消防本部で探すわけですが、大体ヘリコプターが止まる広さという、やはり結構広いものでございますけれども、その辺で大体面積はどのぐらい必要で、こういった場所が一番適地になって考えられるのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

まず、一般的にヘリポートの必要な面積というのは、縦掛ける横、15メートル掛ける15メートルというふうに一般的には言われております。

さらに、その広さだけではなくて、ヘリコプターのいわゆるアプローチという、進入して着陸する、そこへの経路、それから今度は離陸して飛行する、そういったアプローチの空間がどれくらいあるのかというふうな、周りに立木があったり、建物があつたり、それから鉄塔、電線等があれば、いかに15メートル掛ける15メートルのヘリポートが、広さが確保できても、周りの状況がそうであれば適地とは判定できないものでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） いろいろ大変なのだということ、とにかく2か所分、何とかしていただきたいと思えます。

それから、ドクターカーについてでありますけれども、古くなった救急車を大崎市民病院に譲ったというお話を伺いましたけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） では、お答えいたします。

この経緯につきましては、令和4年3月10日付で、大崎市民病院管理者様から、救急車の払下げについて依頼書を受領しております。

先ほど質疑でも答弁申し上げたとおり、当消防本部では計画的に救急車の更新整備を行っております。その更新後の救急車の有効活用というところで、市民病院様から御依頼があり、こちらで検討したというところで、救急車につきましては、令和4年6月9日に、当組合管理者と、それから病院管理者との協約を結びまして、救急車譲与契約書というものを取り交わしております。その結果、大崎市民病院様へは令和4年9月1日に救急車を譲与しているという経

過となっております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 令和4年9月1日から、大崎市民病院ということで、これは広域だから聞けないところなのか、管理者にちょっとお尋ねします。この払下げとなった救急車について、これは災害用のDMATとか、何かそういうような形で利用されるのか。その辺のところは、もしお分かりなら教えていただきたいと思います。

○議長（関 武徳君） 日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） では、私のほうからお答えいたします。

今、議員おただしのおり、大崎市民病院では、現在のところDMAT、いわゆる災害医療チームを搭乗させ、そして災害現場、もしくは救急現場に急行させようとする意図を持って車両の整備、譲与を受けたというふうにこちらでは解釈しております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 大変ありがとうございました。

大崎市はかなり広大な平野でありまして、ドクターヘリを使ったほうがどちらかというと有効的だという管理者のお話もございましたけれども、やはり今後は、石巻、仙台とありますけれども、ドクターカーについて検討していただきながら、ドクターカーについても導入されるよう望むものであります。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（関 武徳君） 一般質問の途中でありますが、暫時休憩いたします。

再開は、3時20分といたします。

午後3時05分 休憩

午後3時18分 再開

○議長（関 武徳君） 時間前ではありますが、議員皆様おそろいでありまして、再開をしたいと思っております。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたしますが、先ほどの横山悦子議員に対しまして、ランデブーポイントについて、日向消防本部警防課長より再答弁がございますので、お聞き取りをお願いいたします。

日向消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） では、お答えいたします。

先ほど、使用できない2か所のランデブーポイントに、過去、使用実績があるかといったおただしがありまして、こちらで精査してお答えしますという答弁をいたしました。まずもって漆沢体育館につきましては、平成29年10月に交通事故によって75歳の男性がドクターヘリ

リで搬送という実績がありました。

それから、王城寺の生活センターグラウンドにつきましては、令和2年7月に熱傷というところで、26歳の男性をやはりドクターヘリで搬送した実績がございました。

以上、追加させていただきます。どうもすみませんでした。

以上です。

○議長（関 武徳君） それでは、一般質問を続行いたします。

次に進みます。

12番久勉議員。

○12番（久 勉君） 12番久です。

さきに通告しておいた件について、質問させていただきます。

斎場使用料の改正についてということですが、現在、管内には5か所の斎場がありますが、その使用料は維持管理費の半分にも満たない金額で、過去2、3年の数字を見ますと大体25%程度であります。その補填は各市町の負担となっており、それは交付税の措置には該当しません。

厳しい財政状況の折、受益者負担の原則に立ち返り、改正を前提に検討すべきではないでしょうか。

○議長（関 武徳君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 久勉議員から、斎場使用料の改正について御質問賜りました。お答えしてまいります。

現在の斎場使用料は維持管理費の半分に満たない金額であるので、厳しい財政状況の折、受益者負担の原則に立ち返り、改正すべきではないかとおたがしでございしますが、斎場使用料については、平成17年4月の組合統合時に定めた斎場使用料であり、15歳以上の火葬料金は1件1万円で、これまで料金改正はしておりません。

斎場管理経費の財政状況につきましては、確定している令和3年度で見ますと、5つの斎場の合計決算額では、歳入で3,412万円、歳出では臨時的経費を除く管理経費が1億2,184万円となり、当該年度では8,772万円が構成市町負担金で賄われている現状となっております。

また、令和3年度の火葬件数が3,005件であることから、火葬1件当たりの管理経費は約4万円となり、受益者負担割合は約4分の1となっております。

宮城県内の斎場運営をしている15自治体の斎場使用料を見ますと、無料の自治体が3か所、高額のところでは2万円が1か所、その他の大半が本組合と同額の1万円となっております。

しかしながら、議員おたがしのように、基本的には受益者負担の原則である一方、住民負担も考慮することが必要でありますことから、料金改正につきましては構成市町の財政状況も考慮しながら、構成市町と協議し、適正な料金体制を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 久勉議員。

○12番（久 勉君） ただいま令和3年度を聞きましても、約4分の1の負担で、令和5年度の予算書を見ても使用料で3,358万5,000円、管理経費が1億4,000万円、約23.9%の使用料しか入らない。残りは各市町の負担となっております。1億2,366万円が計上されておりますが、これらはやはり受益者負担に基づき、今の倍額にしても結局1億4,000万円までは届かないわけなのですが、本来、受益者負担していただければ、市町の負担は、子育てであるとか、教育であるとか、そういったほうに使えるお金となります。新斎場もできることですから、その辺を鑑みて今のうちからその改正について検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 斎場使用料金につきましては、先ほど管理者からも答弁させていただきましたが、1件当たり、1体当たりの火葬の費用に係る部分の約4分の1くらいの経費がかかっているところでございます。

今、久議員から、もう少し受益者負担ということでございますが、宮城県の状況について先ほど管理者からお話ししておりますが、まず無料のところもあるということなのです。組合と同じ1万円ということもありますので、組合側としては市町の財政状況も鑑みまして、今後、組合から資料等も提供しながら、斎場の受付をしている担当課とも協議、または財政課とも協議しながら、この辺、検討してまいりたいと考えております。

○議長（関 武徳君） 久勉議員。

○12番（久 勉君） 終わります。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、質問通告が多いため、簡潔に私から質問いたしますので、御答弁もなおさら簡潔にお願いできれば幸いです。

それでは、以下、大綱8点につきまして、順次質問してまいります。よろしくお申し上げます。

1点目、職員人財育成についてでございます。

この広域行政におかれましても、社会情勢や職員構成の変化から、新たな課題に創意工夫を凝らし、従来よりもさらに限られた経営資源、いわゆる人員、予算、時間の中で、必要な情報を活用しながら、きめ細やかな質の高い公共サービスを着実に実行していく必要があると考えますが、その実現には職員のさらなる資質の向上、女性が活躍できる職場環境の整備、働き方の改革、職員の意識改革が不可欠であります。

これからも職務遂行能力と専門性を高める人財育成をどう図っていくお考えなのか、所見を伺います。この人財育成は、人の財産の人財の育成でございます。

あわせて、職場におけるハラスメント対策では、全ての職員がハラスメントに関する正しい知識と具体的な対策等について共通認識を持って職務に取り組むことが重要だと考えますが、所見を伺います。

2点目、消防行政についてでございます。

今次定例会でも、消防ポンプ車、高規格救急自動車及び資器材等の予算が議決されたところでございますが、消防における備品購入は、圏域住民の安全や救命措置を担保するため大変重要なものでございます。計画的かつ必要十分に、この消防資器材の更新並びに整備計画の進捗が図られているのか、お尋ねいたします。

また、火災現場におきまして、延焼を食い止める、かつ早期火災処理に当たるために、各地域の事業者と災害協定などを交わし、重機を使用して火災処理を行うことも必要ではないかと考えますが、所見を伺います。

消防関係では最後になりますが、昨今の報道でも、春の高校バレーで全国優勝を果たした古川学園高校女子バレー部の選手が、2月15日に一日消防署長に任命されたことや、昨年11月には秋の火災予防運動前に、大崎市消防団に所属する学生消防団、女性消防団と連携して、古川地域中心部で啓発活動を実施したことなどが紹介されたことは、火災の予防啓発にも大きな効果があると考えられるものでございます。

この火災予防をはじめ、防災そして減災の観点からも、定期的な広報や消防行政の活動PRを積極的に図っていくべきと考えますが、所見を伺います。

3点目、成年後見制度についてでございます。

全国的にも、知的障害のある方の成年後見だけではなく、広域行政として成年後見センターなどを設置し、成年後見の申立てや市民後見人の養成等の活動を行っている事例が増えてまいりましたが、1市4町における取組として、事業創設するお考えはないのか、お尋ねいたします。

4点目、環境衛生についてでございます。

資源物活用として、資源出ストポイント事業や大崎広域再生工房等を実施されているところでございますが、リサイクルへの理解、啓発の観点からも、今後の事業展開について伺うものであります。

5点目、斎場管理運営についてでございます。

本日の定例会でも、大崎広域新斎場整備運営事業の設計、建設工事における工事請負契約議案を議決したところでございますが、この新斎場が運営を開始されます令和8年4月1日までは、特に広域東南部地域において、既存の松山並びに涌谷斎場を引き続き利用することとなります。

このうち、涌谷斎場は控室が増築整備され、この令和5年4月1日から利用ができると報告も受けましたが、松山斎場利用におきまして、この間、問題なく使用するための補修、修繕等への考えと、新斎場に移行することなどを周辺住民皆様に広報周知する内容や時期についてお

聞きいたします。

6点目、大崎生涯学習センターについてでございます。

本年8月に開館25周年を迎え、大崎圏域住民の生涯学習活動にはなくてはならない施設で、その役割を果たされております。特に、プラネタリウム事業をはじめ、各種講座やワークショップに加え、本年は新型コロナ禍による活動制限が落ち着く見込みであることから、イベントや事業を以前同様に実施いただけることに期待するとともに、なお圏域住民皆様がさらなる生涯学習活動に生かせるような取組への考えについてお聞きするものでございます。

7点目、広域行政の広報についてでございます。

広域のウェブサイトでは、情報提供としての各種資料の掲載や報告は十分に果たされていると考えてはございますが、デザイン、構成に加え、現行のスマホ、タブレット端末にも対応されたウェブサイトリニューアルされるお考えはないのか、お尋ねいたします。

最後になりますが、8点目、監査事務についてでございます。

広域における監査等の結果及び措置状況通知等の公表状況は、積極的に公表すべきと思いますが、先ほどのウェブ等でも手軽に確認できるように掲載する、あるいは公開するお考えはないのか、お尋ねいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（関 武徳君） 答弁を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 佐藤弘樹議員から、大綱8点御質問賜りました。私と教育長、監査委員から、それぞれお答えしてまいります。

私から、まず大綱1点目、職員人財育成についてでございますが、議員からは職務遂行能力と専門性を高める人財育成策として、富谷の研修所以外の研修会や講演会などを実施しているのかというおただしをいただき、現状説明をさせていただきます。

まず、消防部門としては、採用後すぐに専門的な知識技能を身につけるために宮城県消防学校に入校することが必須となっており、各課程が終了した後に、様々な部門に配属となりますが、その後、各種災害対策活動の対応力向上を目的とした訓練や研修はもとより、実災害活動を通して職員の育成を図っております。また、勤務内容、さらには個々人の特性に応じて、消防大学校などで、指揮隊長研修や特殊火災災害研修などにも、これまで多くの職員を派遣してまいりました。

事務局部門では、ごみ処理施設技術管理士、破碎施設技術管理士、各種機械の操縦等の資格取得を業務の一環として個々の職員に対し支援を行っていくとともに、ほなみ園でも各種専門研修へ積極的に職員を派遣して、人財育成に努めているところであります。また、内部研修として、契約事務研修会やパワーポイントを使用したプレゼン研修会、プラネタリウム投影業務に従事するための研修会などを行っております。

さらに、職員の人事交流も積極的に実施しており、現在、環境省、総務省消防庁、宮城県、仙台市消防局、大崎市に職員を派遣しているところであります。人事交流は双方にとってよい

効果を与えていることにもなり、その知識と経験は周りの職員にも波及しております。

このように、本組合では、様々な手法を用いて職員の人財育成を図り、最終的には本組合の組織力と圏域の皆様への公共の福祉の向上を図るために日々取り組んでいるところであります。

次に、ハラスメント対策については、部下との関係性について考えるをテーマに、係長以上の職員を対象として研修会を実施するとともに、ハラスメントに起因したメンタルの不調に対する研修会として、メンタルヘルス不調の早期発見と予防対策をテーマに研修会などを開催しております。

また、消防部局においては、総務省消防庁主催のハラスメント等相談窓口研修をオンラインで受講し、さらには東北自治研修所で実施しているハラスメント防止指導者養成研修に職員を派遣し、ハラスメントの該当基準や対策などについて、組織としての見識を深めているところであります。

今後につきましても、引き続き、ハラスメントについては決してあってはならないことですので、組織を挙げてしっかり取り組んでまいります。

次に、大綱2点目の消防行政についてでございますが、初めに消防資器材の更新並びに整備計画進捗状況でございますが、消防資器材の更新は火災対応をはじめ近年多発する豪雨災害や地震災害などに効果的に対応するため、救命ボートなどの資器材を整備し、災害対応に万全の体制で臨めるよう、消防本部車両長期整備計画に合わせて更新整備を行っております。

火災現場における重機使用と事業者災害協定についてですが、火災現場においては重量物の移動、排除などで重機が必要となる場合がございます。重機が必要となる場合では、まず火災の関係者である所有者などに協力を要請するほかに、市町の地元消防団にも協力を依頼している状況であります。

他の消防本部の事業者災害協定の状況は、幾つか把握しているところでございますが、大崎消防本部では除雪用ホイールローダーと中型水陸両用車を運ぶための大型搬送車を保有しておりますことから、今後はこれらの車両を必要とする現場に出動させ、消火活動の効率性を高めるようにしていますので、現段階では重機使用に関する災害協定の締結は想定しておりません。

今後も、火災の早期鎮圧に資するような関係者、市町及び地元消防団との連携協力を図りながら、災害対応を図ってまいります。

古川消防署における災害予防啓発活動の成果と消防行政の活動PRについてでございますが、大崎消防本部の火災予防啓発活動の取組としては、春の火災予防運動期間に防災行政無線を活用した管内小学生による火の用心の呼びかけ、郵便局やヤクルトレディーと連携した火災予防広報などを行い、大崎圏域に展開する広報活動を実施しているところであります。

また、議員からも御紹介がありましたように、古川消防署では、春の火災予防運動に先立ち、第75回全日本バレーボール高等学校選手権大会において優勝した古川学園高等学校女子バレーボール部の選手2名に一日消防署長として御活躍もいただきました。知名度や話題性を生かし、大崎圏域の無火災を呼びかけたところ、宮城県内の民放テレビや新聞紙面、SNSなどで

取り上げられ、宮城県全体に向けた絶大な発信力となり、3月1日から7日までの火災予防運動期間中、大崎圏域では無火災の成果を上げることにもつながりました。

また、消防団を所管する大崎市に依頼して、学生消防団の協力を得て、小規模飲食店への消火器や住宅用火災警報器の設置及び点検などの広報活動を実施したところでもあります。

今後も、職員の創意工夫や新しいアイデアによる圏域住民に火災予防を展開し、地域の情報や話題性を取り入れながら、啓発効果を高めるため報道機関とタイアップするPR活動を行い、日頃から安全安心を提供する火災予防普及啓発活動を推進してまいります。

次に、大綱3点目の成年後見制度の支援についてでございますが、成年後見制度につきましては、認知症や知的障害、精神障害などの理由で物事を判断する能力が不十分な人の財産や権利を守るための制度であります。

議員も御視察されたようでありますが、北しりべし成年後見センターにつきましては、小樽市をはじめ周辺の5町村から委託を受け、小樽市社会福祉協議会が成年後見センターを設立し、運営しているようであります。

このように全国的に広域的に成年後見センターを設置している事例もございますが、広域行政などの一部事務組合として、成年後見センターを設置している事例は確認できませんでした。

現在、本組合を構成する自治体では、市町単位で相談の窓口を開設しており、高齢者については地域包括センターや福祉担当課などが窓口となって対応しており、共同事務の必要性については、現段階では特段感じていないとのことございました。

今後、構成自治体で、このような業務を広域の共同事務として必要だとなれば、本組合でも事務所掌に加えるかを検討してまいりたいと考えております。

次に、大綱4点目の環境衛生についてでございますが、資源物活用として組合独自事業を実施しているが、その効果と今後の展開についてのお尋ねでございますが、本組合では大きく2つの事業に取り組んでおります。

1つは、資源の再利用を目的とした大崎広域再生工房を実施しております。リサイクルセンターや焼却施設に搬入されたものの中から、再生可能な家具などをピックアップし、簡易補修、清掃を行い、必要な人へ引き渡し再利用していただいております。これまで年1回開催していましたが、令和4年度には年3回開催し、再生品の展示数も150点、引渡し数も114点まで増加しているところであります。今後も、年3回開催し、1回の展示数50点を目標に、圏域内の循環型社会の推進に取り組んでまいります。

啓発事業としての2つの事業を実施しております。

その1つが、生ごみをリサイクルする段ボールコンポスト事業であります。校外学習で施設見学に訪れた小学4年生や出前講座で、段ボールを使った生ごみのリサイクル方法を職員が実演し、段ボールコンポストに必要な材料を提供しております。今後は、コロナ禍で受入れを停止していた施設見学も再開予定であることから、生ごみ減量のさらなる啓発に取り組んでまいります。

もう1つは、昨年11月の補正予算でお認めいただいた資源出ストポイント事業であります。この事業は、環境省の補助事業であり、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業を活用して3年間の事業となります。缶、ペットボトル、携帯電話やノートパソコンなどを直接持ち込んだ圏域住民の方が、スマートフォン専用アプリによりQRコードを読み込むことで、1日1回1ポイントが付与されます。10ポイントためることで、プラスチック製容器包装専用袋30枚入り1袋を交換できる仕組みでございます。この事業は、本年2月27日から開始され、3月17日現在、75件のアプリ登録があり、53件のポイントを付与しております。

今後は、圏域住民皆様の資源循環に対する意識向上を目的とし、さらなる普及啓発を行い、ごみ排出量の削減、温室効果ガス排出量削減、ひいてはごみ処理経費の抑制に努めてまいります。継続は力ということもありますように、今後も調査検証し、事業の見直しを行いながら、継続しながら事業に取り組んでまいります。

大綱5点目の斎場管理運営についてでございますが、涌谷斎場の増築整備に伴い、松山斎場利用における役割についての考え方についてのお尋ねでございますが、令和3年5月14日に開催された議員全員協議会においても既に御説明申し上げておりますが、令和3年3月に定めた新斎場整備基本計画では、大崎管内を東西の2つのエリアに分けて整備することとし、東部エリアを古川・松山・涌谷斎場、西部エリアを加美・玉造斎場と定めております。

その中で、涌谷斎場については、令和8年3月で廃止となる松山斎場の激変緩和措置として、控室の増築工事を実施し、また長寿命化対策をすることで、松山斎場を利用していた地域の受皿としての役割を担うこととしております。

なお、今後の斎場整備計画につきましては、当初の予定では令和11年度に斎場全体の基本計画の策定をすることとしておりましたが、議会からなどの御助言などもいただいておりますことから、1年前倒しとなる令和10年度に、圏域の人口や新斎場を含む各斎場の利用状況を踏まえ、圏域全体としての計画を見直すことにしております。

涌谷斎場控室増築工事につきましては、令和5年1月31日に竣工しており、現在、備品等を設置し、4月1日からの運用に向けて準備を進めております。

なお、松山斎場の廃止までの管理運営につきましては、引き続きこれまで同様に予防保全を前提とした火葬炉等の維持管理に努めてまいります。

松山斎場廃止に向けた住民への周知につきましては、令和4年6月3日開催の議会において、佐藤議員からも同様のお尋ねがございました。周知の方法につきましては、3つの方法を計画しております。

1つは、新斎場建設の事業者が決まりましたことから、各斎場に新斎場建設の概要並びに松山斎場の廃止について、令和5年の夏頃をめどに掲示する予定としております。

2つ目のステップといたしましては、組合広報や組合ウェブサイト、構成市町広報などで周知を行っております。

3つ目といたしましては、松山斎場を利用している松山地域、鹿島台地域、美里町、また利

用者が増加すると見込まれている涌谷斎場の地元である涌谷町については、構成市町と相談しながら令和6年度に区長会などに出向き、周知してまいりたいと考えております。

私からの最後は、大綱7点目の広域行政広報のウェブサイトリニューアルについてでございますが、現在の本組合事務局のウェブサイトは、平成19年2月にリニューアルを行い、公開したものであります。それから16年がたちましたが、その間にリニューアルを行ったことはございません。

議員おただしのとおり、本組合のウェブサイトは、機能面においては用が足りているものでございますが、デザインが古めかしく見づらい構成となっていることは否めないと認識しております。

また、ウェブサイトのページ編集につきましては、職員が編集専用のソフトウェアを使用し、ページの編集を行っておりますが、ページをリニューアルするなどの大幅な編集には専門技術を必要とするため、職員で行うことが実質的に困難となっております。

ウェブサイトのリニューアルにつきましては、以前、佐藤議員が広域議員として在職しておられたときにも同様の御質問を頂戴しております。そして、これまで何度か検討した経緯がございましたが、業者への委託となった場合、更新に関わる費用が高額となり、市町への財政負担が大きくなることから、リニューアルを断念してきた経過もございます。

今回、改めての御指摘をいただいておりますので、ぜひ御指導いただきたいと思っておりますが、ウェブサイトリニューアルに向けて検討を重ねてまいりたいと思っております。その際、当然、市町への財政負担のことも考慮して検討させていただきます。

私からは以上でございます。

○議長（関 武徳君） 熊野教育長。

○教育長（熊野充利君） 私からは、大綱6点目のコロナ禍による制約が緩和される中で大崎生涯学習センターの利用率向上に向けた具体的な取組についてお答えをいたします。

初めに、コロナ禍による制約が緩和される前の施設の利用状況について申し上げます。

新型コロナウイルスが国内で初めて確認された令和元年度以降のプラネタリウム館の利用者数につきましては、コロナ感染症の影響を受ける前の平成30年度の利用者数を100とした場合、令和2年度で53まで落ち込んだものの、令和3年度で74、令和4年度2月末現在で90まで回復してまいりました。

また、施設貸館の利用件数につきましても、同様に平成30年度利用件数を100とした場合、令和2年度で47まで落ち込んだものの、令和3年度で71、令和4年度2月末現在では86までに回復をしており、着実にコロナ禍前の水準に戻りつつあります。

一方、自主事業の参加状況につきましては、対象範囲や人数の制限を行いながら事業を実施したため、平成30年度の人数の6割程度にとどまっております。本年3月13日以降、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本とされ、これにより社会経済活動の本格再開への一步を踏み出したところであります。

大崎生涯学習センターにおいても、基本的な感染症対策は継続しつつ、状況を見極めながら、事業の定員をコロナ禍前の水準まで戻すとともに、参加者相互の触れ合いや人と人との結びつきを深める活動を積極的に促すことで、施設利用者や事業参加者がさらに増えるものと期待しているところであります。

なお、プラネタリウム事業においては、令和3年度から、プラネタリウム番組選定に当たり、いわゆる公募型プロポーザル方式を採用し、限られた予算でより集客力の高い番組選定に努めております。プロポーザル方式の導入により、月の石展などの付帯イベントや特別番組の上映提案があり、事業の充実に結びついております。

コロナ禍後も、このような努力と工夫を継続し、さらなる集客の向上を図ってまいります。

また、令和5年度からは、プラネタリウム館及びゆめっこパスポートのPR看板を、圏域住民の目につきやすいごみ収集運搬車両を広告媒体として、当該車両の両側面に張りつけて広報を行う予定としております。当該車両は大崎圏域内をくまなく走行するため、住民が目にする機会が増えることで事業の認知度が高まり、プラネタリウムの利用者の増に確実につながるものと考えております。

この3年間に及ぶコロナ禍によって、参加者数、利用者数は大きく落ち込んだものの、先ほども申し上げましたとおり、プロポーザル方式の導入によるプラネタリウム番組の充実、各種事業の創意工夫や広報活動など集客努力を重ねることによって、コロナ禍の影響を最小限に抑えることができたと考えております。

引き続き、これまでの取組を継続し、施設利用者の利用率がV字回復を遂げるよう、より発信力を高めながら取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐々木監査委員。

○監査委員（佐々木富夫君） 最後に、私からは大綱8点目、監査事務についてお答えをいたします。

初めに、監査等の結果の公表についてであります。大崎地域広域行政事務組合の監査につきましては、大崎地域広域行政事務組合監査委員条例第4条及び大崎地域広域行政事務組合監査基準第13条の規定により、毎年度、年間監査計画を定めて実施をしているところであります。

この年間監査計画に基づき、定期監査や定期監査に併せて行う行政監査、財政援助団体等に対する監査を実施し、その監査の結果につきましては、地方自治法第199条第9項及び組合監査委員条例第4条の規定により、組合庁舎掲示場への掲示と監査委員事務局内に配架をして公表しております。

なお、ウェブサイトへの掲載は、現在のところ行っておりません。

令和4年度の監査結果の公表期間につきましては、令和5年2月1日から1か月間でありませ

次に、措置状況通知等の公表についてであります。地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、組合監査基準により実施をした監査において、特に改善を要するものとして、指摘事項とされたものについて、同条第14項及び組合監査結果取扱要領の規定により、2か月以内の措置状況の報告を求めております。

令和4年度の措置状況につきましては、2月1日に指摘事項の通知を行い、今年3月16日までに措置状況の報告が行われました。また、措置状況の公表につきましても、監査結果の報告と同様に、組合庁舎掲示場及び監査委員事務室において3月20日から実施しておりますが、ウェブサイトへの掲載は行っておりません。

今後も、組合の財務に関する事務及び一般事務の執行が、関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私から、残時間を考えながら再質問させていただきたいと思っております。

今、前段、執行部から丁寧な答弁を頂戴しました。大変感謝したいと思っております。

活動の紹介や取組の事例の紹介等々もあったわけですが、新型コロナ禍におきまして、本当に広域の職員の方々、一致団結されて取り組まれているという部分に関しましても理解ができる部分でございましたので、改めて敬意を表したいと思っております。

それでは、再質問させていただきます。

まずは、一番大事な職員人財育成でございます。財産の人財でございます。やはりこれは、今後の広域の課題、あるいは社会情勢を捉えましても、一人一人がきちっとそれを考え遂行できる能力を持つ職員像というのは、各基礎自治体でもそういった方針等々が策定されているかと思っておりますが、まずもって広域では人財育成、そういった作成方針、そういったものはあるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

方針という正式な成果品については、事務局部局については作っておらないというのが事実でございます。

消防部局については、板垣総務課長から。

○議長（関 武徳君） 板垣消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（板垣英明君） お答えいたします。

消防本部につきましては、毎年、消防職員研修計画というものを定めまして、それぞれの一般研修、学校研修、あとは派遣研修という部分のくくりをつくりまして、それで職員に周知しながら研修をしているという状況でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） いわゆる方針はないのですが、そういったことは努力を、対策あるいは協議をしてきているのだというふうなことでございます。

やはりこの人財育成という部分では、基礎自治体の場合には、総務、民生、産業、建設等々の所管やいろいろな機関等々もございますから、あちこちやるのです。ところが、広域というのは、割と決められたその受託事務といたしまししょうか、事務扱いなものですから、ある程度、その中で皆さんが多分人事異動で回っていく。そうした場合に、やはり皆さん方の意欲ですとか、いろいろその仕事に対する取組方というものがだんだんマンネリになりませんか。あるいは、いろんな関係が、だんだん硬直化というのでしょうか、してきませんか。課題等々ももちろんあるかと思えます。

そういったことを含めまして、若い方が伸び伸びと、やはり意欲的に仕事をし続けられる環境づくりというのは、消防本部においても、もちろん一般行政にしても、大事な話でございますので、その辺については引き続き取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

また、ハラスメントの後段の部分でございますけれども、たまたま最上広域市町村圏事務組合の資料を見ましたらば、そちらのハラスメント防止に関する指針というのがあるのです。はっきり指針で明記されているのです。こちらのほうの研修とか、そういったこともやっているようなのですが、いわゆる重大な人権侵害でありますハラスメントというのに対しまして、分かりやすくこういった指針等々のレジュメをつくらせまして、パンフレットを作られまして、職員同士で情報交換ですとか、あるいは上司部下関係なく働く場ということに対して、市民からの信頼を失ったりとか、最悪懲戒免職、あるいは自分自身の居場所を失わないようにこういった取組をしているということでございます。

私も、大崎広域におかれましては、やはり昨今のいろいろな情勢がございますから、ハラスメント防止等に関する指針というものは策定されて、必ず1年間に1回、2回以上は、複数回以上はこういったことに対する職員全体で、消防本部、広域行政含めまして、皆さん方で情報を共有していくのだということも極めて大事かと思っていますが、その点いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 議員おっしゃるように、そういった指針というものの必要性につきまして、改めて認識をさせていただきました。

そういった指針がなくても、横山悦子議員とかにもお答えいたしましたけれども、研修等を行ってきているのですけれども、今後、広域として、あつてはならないハラスメント、そういった対策に向けた指針の策定をすることを検討してまいりたいと考えてございます。（「消防」の声あり）今、全体の。（「全体に関してね」の声あり）

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 了解いたしました。

いわゆる非常に微妙なところもあるのです。その話し方、受け止め方という中においては、

それ以外の人間関係ということも前提としてはあるかもしれませんが。一概にという部分は、皆様、特にこの議場に出席される方々は思うかも知れないのですが、やはり、その受け止め方というのは、やはり若い方々というのはちょっと今までと違う傾向もあるかも知りませんから、指針とか方針等々で情報共有することによりまして、どれがハラスメントに当たるか当たらないのか。その本人が気づかずに重大なやっばり精神的なものに対して、重荷、負荷をかけている可能性もありますので、その点を十分考慮いただきたいと思っております。特にその消防本部の場合には、女性消防士の方々も活躍、活動されていらっしゃるということもございます。先ほどの鳴子消防署の件でも女性の方々が勤務しやすい環境構築も含めて今回の当初予算ということ聞かせてもらったわけなのですが、それも十分に踏まえて取り組んでいただきたいと思うのです。職場のそういった人間関係ですとか、あるいはハラスメント対策ですとか、人財育成ですとか、連動しているのですよね。

特に、消防の場合に関しては、いわゆる一般的な行政執務者ではありませんから、やはり専門職の方々が集まっての社会、世界となつてございますから、ある意味オフラインの中で皆さん方ずっと仕事をしていかななくてはならない。やはり、十分その辺が、気心を知りながらも、だからといってあまりおせっかいにならないような指導をし、なおかつ日頃の業務に関しては、あるときには厳しく接する、やるときにはきちんとお話を、お互いに確認をしていくということの積み重ねというのが大事なのかなと思うのです。

せつかくなつたことに対して、やっぱり今まで先輩方、いろんなことがあるかもしれませんが、けれども、若い方々を育てていきましょう。育てるというのは、いろいろな育て方があります。今はコツが要ります。セクハラもあります。パワハラもございます。ハラスメントもございます。いろんなことが大変かも知りません。でも、その若い方々は何を求めている、一緒にこの消防をやっていく仲間としまして、WBCの栗山監督ではなかったのですけれども、いいボスというのは、そういったところで、みんなでワンチームで取り組んでいくのだということに対して、消防長、せつかく本日出席されておまして、まだ発言が一言もないところでございますから、消防行政のトップといたしましては、その辺全体で、人財育成とパワハラと、ハラスメント、あと消防の若い方々を含めた、女性も含めた人財育成の観点から、どのように考えていらっしゃるのか、その辺のことをお伺いしたいと思っております。

○議長（関 武徳君） 櫻井消防長。

○消防本部消防長（櫻井俊文君） 貴重なお時間をいただきまして、発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

残時間も考慮しながらということでございますけれども、今、ハラスメントということで、議員皆様には建設的なおただしであったり、提案であったりということで、まずはハードです。庁舎の整備については、今年度補正で三本木、あるいは来年度以降、実施設計ということで鳴子消防庁舎の整備が進みます。あるいは、その車両であったり、無線機であったりということで、車両装備も充実してまいります。

今年度当初から私がお話ししてきたのは、こういった議会の皆様の応援もいただいて、ハード面は整備されると。これからは、やはり職員個々が自分を磨く、そして組織を磨くということとをぜひこれから頑張っていていこうということでございます。

今年度、結果的に、昨年11月30日にはハラスメントで懲戒処分を発令いたしました。そういった事実を踏まえまして、これが最初で最後のハラスメントになってほしいということで、そういう思いも含めてアンケート調査等を実施したわけでございます。

こういう中では、まずはその窓口の見直しであったり、定期的なアンケートであったり、やはり意思表示、組織としての意思表示をやっていこうということで、さっきお披露ありました最上での意思表示等、来年度においては年度当初から、消防本部として、それは意思表示として、絶対ないようにというようなことで、年度を通してやっていくはずでございますので、そういったところも含めて、これからの人財、財力ということで、財産ということでの人財育成を個々から磨いていこう、そしてひいては組織磨きに結びつけていこうという思いでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） いい答弁だったとってでございます。磨いていく、組織磨き、個々を磨いていくということは、私もしかと承ったところでございますので、今後ともそういった方針で消防全体として業務に当たっていただければと思っております。

そして、次の消防行政についてでございますが、私も報道等々で、新聞も含めて、テレビも含めてなのですが、非常にすばらしいなと思っているのが、いつもこの古川消防署を舞台にしまして、古川学園の生徒、バレー部の方々ですとか、あるいはそういった女性の消防団の方々ですとか、学生消防団ですとか、報道されているということも、非常に私は消防行政の大きなPRになっていると考えてございます。先ほど、エレベーターの脇にも「消防女士」というポスターなんかがありまして、非常にやっぱり見るの方々に対して伝えるのが非常に直感的で分かりやすいものになっていまして、これも全体の消防行政に対する広報、PRにつながるのかと思うのです。

たまたま質疑に書かせてもらいましたが、古川消防署というのはマスコミ等々で名前が出てくることも多くて、本日出席されてございます浅沼古川消防署長などは、以前も議会のほうで少し答弁をいただいたのですが、かなり個人的にもいろんな技を持ってらっしゃいまして、いろんな材料等々で動画を作ったりですとか、いろんなことを非常にやられてきたというような答弁もあったように記憶してございますけれども、そういった消防として、お金がかからずとも知恵、工夫を使って救急や消防関係の広報啓発をしていくということは極めて大事かと思っておりますが、せっかくですから浅沼古川消防署長、何か今後そういった展開を考えていることというのは、消防としてもあるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 浅沼参事兼古川消防署長。

○参事兼古川消防署長（浅沼卓也君） 毎度御指名いただきありがとうございます。

本来であれば、所管課、予防課というところでございますが、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど来、議員のほうからもウェブサイトのリニューアルとか、そういったものがあるのですが、私も全然その辺については、興味はあるほうだと。ただ、こちらも予算ということもありますので、なかなかそこまでいけなくて、ただ工夫しながらみんなでいいウェブサイトを作っていこうじゃないかというのが発足で、私も30代、事務局に出向した頃、初めて広域のホームページを作らせていただきました。そこからスタートしているということで、非常に今、いいようなウェブサイトになっているというようなことでございます。消防本部のウェブサイトは、私のほうが中心になって作らせていただいているということもございますので、その辺御理解のほどよろしく願いいたします。

ただ、やはりかなり古いというところはもう分かりますので、今後はやはりスマホとか、そういったような時代になっておりますので、そこにリンクしたようなことで少し考えていかなければならないなど、そんなふうに思っています。

せっかくですから、冒頭、施政方針、それから管理者答弁にもございました春の火災予防運動PRということで、古川学園一日署長、非常に報道効果、話題性も相まって、県内から大きな反響がありまして、特に2月、3月というのは全国的に火災が多いのですが、古川管内、大崎管内はほとんどありませんでした。やっぱりこういったものというのが、今後もありますとおおり、無火災はチームワークからというポスターのうたい文句もありますので、今後もPRには非常に大きく関わるのかなと思っています。

さらに、啓発にも、話題にも上がっております、昨年4月、大崎市で機能別消防団、条例制定がございまして、内海大崎市消防団長から、学生消防団員への辞令交付が始まった宮城短大の14名、消防署と学生消防団の一体のPRということで、今後も継続的に効果的な啓発につながっていくというもので期待しているところでございます。

この1年、私も古川署長として勤務させていただいて思うのは、やはり我々、コミュニティーとのつながりと。この頃、大分コロナでコミュニティーとの関係が疎遠になってくる。これは消防団なり、それから婦人防火クラブなり、私たちはこの人たちと手をつないでいかないと、大きな災害があった場合にはやはり共助というところがございます。我々だけでは、マンパワーだけでは、なかなか限界があるということで、この方々としっかり常に手をつないでやっていかなければならないというのが今ありますので、大分、消防団、それから婦人防火クラブは今担い手不足というところもうたわれております。その辺、今後、先人が築いた伝統、そういったものの歴史を守りながら、私たちも災害の基本であります、例えば自主防災訓練、それから消防団訓練の基本訓練、これについては部隊訓練でありますとか、ポンプ操法訓練というのもございますので、これを伝えPRしていくのは我々の仕事ではないのかなと、そんなふうに思っております。私自身いろいろ支えられた消防人生でございました。関わり合った多くの皆

さん、議員の皆様の地域に対する熱い思いに感謝を申し上げまして、答弁とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 丁寧に、大変感謝申し上げたいと思っております。今、私のほうで再質問させていただいたこと以外も含めて、消防行政全体の今後の方向性、やる気、あるいは考え方ということも全部補完してもらいました。

消防長にしても、自分を磨くのだ、そして磨いていくのだという話、そして今の答弁、そして今、浅沼署長からも、今いろんな地域の方との連動も含めてやっていくのだという話ですね。まさしくそういったワンチームでやっていきながらも、もちろん先ほどもいろんなハラスメントはございますけれども、やはり消防行政というのはワンチーム、そして地域の方々のため、もともと自分がやっぱり使命感で燃えた若い頃のことを考えながら一人一人に指導に当たっていただければと思っております。

まだまだ時間がございますから、次に移らせてもらいます。

それでは続きまして、まず環境衛生につきましてでございますが、大崎広域再生工房、私もやっていることは分かっておりましたが、この間、抽せんが終わった後に伺わせてもらいました。大変素晴らしい事業かと思っております。

今後本当に定例化していただいて、どんどんこういったリサイクル関係の還元を、もし業務の負担にならなければやっていただきたいと思っております。非常にきれいなものがたくさん置かれてございましたので、やはりもったいない、そのもったいないという精神からも、ぜひリサイクルに関しましては皆さん方のほうに還元いただきたい。

それで、2回ともつかない場合には差し上げますというふうな何か取組内容になっているようでございますが、この分、今後ずっとこれを延ばしていただければ、リサイクルという観点での関心も大いに伸びるのではないかとと思っておりますが、その点、簡潔にいかがですか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 答弁でも申しましたが、継続は力なりということがありますので、継続してまいりたいと思っております。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） まさしくそのとおりでございます。2回を3回、4回できるように、大変なところもあるかと思うのですけれども、私は素晴らしいなと思っている事業でございました。はっきり見させていただきまして、話を伺わせてもらいました。大変お世話になりました。

次に移ります。

大崎広域のウェブサイトなのですね。ウェブサイト、了解しました。

運営委託、私も考えていません。ソフトウェアそのものが古いかも分かりませんから、いろんなソフトウェアもございますから、今スマートフォンとかタブレットでもって少しそちらのほうも対応されたソフトウェアもございますので、少し見せ方や見方の作り変えというのは必

要だろうと思っております。

まさか私、ここで作られたものを皆さん方が全部更新されて、繰り返して今まで16年間来たのだなということで非常にびっくりしたところではございましたけれども、ソフトウェアそのものの更新であれば、運営や委託をしなくてもできるということもございますから、今後ともその調査、研究、検討という部分で、私もアドバイスができる部分があればしたいなと思っております。

この件につきましては、再質問はなしにさせていただいて、最後になりますが、監査事務についてでございます。

先ほど、監査委員様からは、監査のお話をるる聞かせてもらったのですが、私、本日通告のほうでは監査事務に対して質問通告させていただいておりますので、端的にこちらのほうのウェブサイトを使いまして、大崎市でもそうなのですから、広報しているのですね。今までも事務に関係するような瑕疵は当然ないものでございますので、やはり大きく圏域住民に広報すべきだと私は思っておりますが、残り50秒でございますので、その点につきまして再質問をいたしますので、答弁をお願いいたします。

○議長（関 武徳君） 安倍監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（安倍 潔君） お心遣い大変ありがとうございます。

それでは、御質問がありました監査事務のウェブサイトに監査結果を掲載しないのかについてお答えいたします。

監査等の結果につきましては、ただいま代表監査委員から答弁がありましたように、公表に関しては、監査委員条例第4条で組合公告式条例の例によると規定しております。

組合公告式条例では、条例や規則の公表方法を組合庁舎掲示場への掲示と規定しており、監査等の結果についてもこれに倣っているため、掲示の方法による公表としているものでございます。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

○議長（関 武徳君） 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本議会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

よって、令和5年第1回大崎地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会
午後4時18分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年3月24日

議 長 関 武徳

署 名 議 員 氏家 善男

署 名 議 員 後藤 洋一